

文久 3 年 8 月政変と薩摩藩

佐々木 克

はじめに

- 1 文久 3 年春の京都
- 2 久光への上京要請
- 3 久光上京の勅命
- 4 攘夷親征と小倉藩処分問題
 - (1) 攘夷親征をめぐる動き
 - (2) 小倉藩処分問題
 - (3) 八幡行幸から大和行幸へ
- 5 政変の過程
 - (1) 村山斉助の上京
 - (2) 政変にいたる動き
 - (3) 実行計画案
 - (4) 政変の決行
- 6 おわりに —— 薩摩藩・久光の決断とその背景 ——

は じ め に

文久 3 年 8 月 18 日政変は、幕末政治史を語る場合には必ずふれられる重大事件である。文久 2 (1862) 年夏以降、京都の政局を牛耳っていた、長州藩をはじめとするいわゆる「尊攘急進派」の志士と一部の公家が、一夜のうちに京都から追放されることになったのであるから、幕末史のなかでも、最も劇的な事件であったといっていよう。

この政変を計画し、実行に移したのが薩摩藩と会津藩である、というのが辞典にも書かれている通説である。しかしこれから述べるように、政変を最初に計画したのは薩摩藩で、その計画を薩摩藩が会津藩に告げたのは、政変の五日前の 8 月 13 日であった。しかもこの重大な計画を会津藩に告げて、実行計画を具体的に練り上げたのは、高崎正風ほか数名の京都詰めの薩摩藩士である。このとき薩摩藩の要人は一人も京都に滞在していなかった。

会津藩は藩主松平容保が京都守護職として京都に滞在していたから、この計画については自

主的に判断できる。松平容保は、政変を決断し、積極的に行動したのであった。容保が京都守護職として、かつ会津藩主として、政変の計画に乗っていったのは、薩摩藩士高崎の話が信用できると判断したからである。つまり高崎の話した政変の計画は、薩摩藩首脳部によるものであると確信できたからであり、そして成功の見通しが高いと判断したからであろう。一藩士の、重大な機密に属する話が、強い説得力を持っていたのである。

高崎が政変の計画を、会津藩に相談したのは、彼個人の意味でやったのではなく、鹿児島藩首脳からの指示によるものである。では、その指示は、何時、どのように高崎に伝えられたのだろうか。そもそも、鹿児島藩首脳が、政変を計画したのは、何時、どのようなことがきっかけとなっているのだろうか。それはどのような状況判断によるものだったのだろうか。

また7月末まで京都藩邸にいて、8月3日に江戸に着いた、大久保利通に近い藩士である吉井仲介は、8月24日付けの大久保あての手紙で「京師も何やら変事有之たる哉ニ御座候」と述べるように、政変の計画については、なにも知らされていなかった。政変計画は、薩摩藩首脳部のごく一部が知るものだったのである。したがって政変における薩摩藩の役割も、当時の人々には、詳しくは伝わっていなかった。政変を最終的に決断したのは孝明天皇であるが、その天皇が、政変は会津藩の働きによるものであると評価していたことでも明らかのように、おそらく天皇自身も、薩摩藩の役割の詳細は把握していなかった。

通説的には、政変は「公武合体派」の会津藩と薩摩藩が共謀して、「尊攘派」の長州藩を京都から追放した事件である、と説明されてきたが、政変における薩摩藩の動きには、解明すべき事柄が、いくつも横たわっているのである。また「公武合体派」が「尊攘派」を追放した政変であると、政変を権力をめぐっての両派の闘争であると解釈すると、政変で長州藩を追放する側にたって重要な働きをした、「尊攘派」といわれている鳥取藩の立場を説明出来なくなる。「尊攘派」の鳥取藩が、なぜ「公武合体派」の会津藩と協力して、「尊攘派」の長州藩を京都から追放することになったのだろうか。

このように、文久3年8月政変は、解明されるべき点がいくつも残されているのである。ところで、この明治維新史上の大事件でもある文久3年政変を、正面から本格的に研究した論文としては、わずかに原口清「文久三年八月十八日政変に関する一考察」(1992年)と芳即正「文久三年八月十八日の政変と島津久光」(2001年)があるだけである。原口論文は、孝明天皇と中川宮の動向を中心に検討したものであり、芳論文は、島津久光が京都からの情報をどのようにうけとめて政変断行の指示を下したのか、薩摩藩の側から政変を検討したものである¹⁾。そこで本稿では、原口清、芳即正両氏の成果の上に立って、朝廷や幕府そして諸藩の動向をも視野に入れつつ、薩摩藩の動きを中心にすえて、政変について総合的に検討を加えることを課題としたい。

1 文久3年春の京都

文久3（1863）年3月3日、鹿児島を発った島津久光は、14日に入京した。福井前藩主松平春岳と土佐前藩主山内容堂との約束によるもので「公武合体」の実現をめざして尽力しようという目的である。しかし文久3年春の京都は、「公武合体」の雰囲気からは遥かに遠い政治状況のなかにあった²⁾。

3月4日、将軍家茂が入京した。将軍の上洛は寛永11（1634）年の家光以来のことである。7日、家茂参内。家茂を迎える朝廷の扱いは、家光の時とはちがいが、露骨なほど家茂を「臣下」として待遇したのであった。11日、攘夷の成功を祈願する賀茂社行幸が挙行された。天皇の御所の外への行幸は、寛永3（1626）年の後水尾天皇の二条城行幸以来である。幕府は、天皇の行幸も制限していたのである。しかしこの時、将軍家茂は馬上で、諸大名とともに、鳳輦の中の天皇に従っていたのであった。

近世社会において、政治的には完璧にまで幕府に従属していた天皇であったが、攘夷祈願という国家的課題を達成するための政治的行為として、237年振りに群衆の前に姿を現した天皇は、将軍を従え、将軍の上に位置している事を誇示していた。行幸は将軍と天皇の政治的位置関係の逆転を、衝撃的なまでに視覚化していたのである³⁾。

この賀茂社行幸を建議したのが長州藩世子毛利定広であった。毛利定広と京都の長州藩士が、破約攘夷の実現をめざす攘夷強硬派のリーダーである。天皇が破約攘夷を実現するために、積極的な行動を示すというのが、将軍と天皇の位置関係の逆転をアピールすることと同時に、賀茂社行幸のもうひとつのねらいであった。それを計画し演出したのが京都に滞在している攘夷強硬派の長州藩士だったのである。京都に集まってきていた諸藩の志士や脱藩士などの攘夷強硬論者が長州藩を取り巻いていた。そして朝廷の国事参政や国事寄人となった少壮公家が、長州藩の力を背景に、朝廷内で発言力を高めていたのであった。関白をはじめ三大臣や老練の公家は、なすすべもない有様であった⁴⁾。

「尊皇攘夷」「尊攘」の言葉が熱病のうわ言のように語られるなかで、将軍家茂と将軍後見職一橋慶喜は苦渋の決断を迫られていた。破約攘夷をどのようにして実現するのか、その策略と、攘夷実行の期日を明らかにする事を、朝廷から命じられていたのである。もとより幕府側に、攘夷実行のための具体的な策略などありえない。また何時攘夷を執行するのか、その見通しも何もなかった。そしてますます「尊皇攘夷」の聲が高まるなかで、掛け声に押し出されるように、ついに4月20日にいたり、攘夷の期日は5月10日であると答えたのであった。

島津久光が入った文久3年3月の京都は、以上のような異様な雰囲気の中にあったのである。14日着京した久光は、旅寓として用意された知恩院にも立ち寄らず、直接近衛邸に向かった。近衛邸には内覧近衛忠熙、忠房父子をはじめ、関白鷹司輔熙、中川宮が参集しており、

さらに将軍後見職一橋慶喜、京都守護職松平容保そして山内容堂が呼ばれた。政治総裁職松平春岳の姿が見えないのは、3月9日に総裁職の辞表を、老中に差出していたからである。

ここで久光は、以下のように述べた。「攘夷拒絶（破約攘夷の決行）」を急いでいるようであるが、これは決して行うべきではない。そして慶喜には、「攘夷拒絶」が行われるべきではないことを承知しながら、幕府はなぜ「容易く御請」するのかと「難詰」した⁵⁾。久光が残したメモによれば、この時、以下に記す14ヵ条についても意見を述べた⁶⁾。

- ① 攘夷御決議、軽率之儀不可然事
- ② 後見惣裁ヲ奴僕之如く御待遇、浮浪藩士の暴説御信用尤不可然、且於御膝下法外之義有之、心ヲ其尽ニ被召置候義、朝憲幕令も不行姿、只々乱世之基、嘆息ニ不堪事
- ③ 右ニ付暴説御信用之堂上方、速ニ御退、浮浪藩士之暴説家ハ幕より処置可有之事
- ④ 宮・前関白・中山・正親町三条等、以前之如く御委任等之事
- ⑤ 大原御宥免之事
- ⑥ 天之下の大政征夷江御委任之事
- ⑦ 長州父子所存、後見より質問之事
- ⑧ 御親兵一条之事
- ⑨ 無用之諸大名藩士等都而帰国之事
- ⑩ 主命之外藩士江御面会無用之事、浮浪ハ尤不可然事
- ⑪ 主家亡命之者、御信用不可然之事
- ⑫ 英夷一条、諸夷一条
- ⑬ 神宮御守衛として親王方被差遣候義、尤不可然事、是は其近国之大名江被命至当之事
- ⑭ 浮浪藩士之心底能々御勘弁有之度事

久光の主張は、要約すると次のようなものであったといえよう。イ、「攘夷」の決議（破約攘夷の方法と期日の決定を意味する）を軽率に行うべきでないこと。ロ、「浮浪藩士（脱藩や草莽の志士など）」の「暴説」を信用しない事、これらの「暴説」を信用する堂上（公家）を朝議から退けること。ハ、「浮浪藩士之暴説家」にたいして幕府が何らかの処置をすること（行動の制限などか）。ニ、中川宮を朝議に加え、前関白・近衛忠熙と前議奏・中山忠能、前議奏・正親町三条実愛を以前の職に復職させる。ホ、将軍に大政（政治の全てを）を委任する。ヘ、朝廷が上京を命じた大名や、京都守衛の任務についている大名とその藩士以外の、大名とその家臣は、すべて帰国させること。

以上のような久光の意見にたいして、だれの口からも、何の答えもなかった⁷⁾。翌日も一つの反応もなかった。近衛父子、鷹司関白、中川宮、一橋慶喜、松平容保、山内容堂と、これだ

けの有力者が集まっていながら、何一つ建設的な発言がなかったことに驚かざるを得ないが、彼等が黙さざるをえないほど、攘夷強硬派の「暴説」と「暴説御信用之堂上方」が、京都の政局を圧していたとみるべきであろう。

久光の失望は大きかった。16日夜、久光と伊達宗城が懇談の場を持ったが、久光はそこで18日には帰国する旨を告げている⁸⁾。そして近衛と鷹司が引き止めるのをふりきって、17日に帰国の旨を届け捨てのごとくに近衛家に送り、18日に京都から大坂に移り、20日に大坂を発って帰国したのであった。わずか4日間の京都滞在であった。松平春岳が帰国の途についたのが翌21日である。さらに山内容堂が26日、伊達宗城が27日に京都を発って国へ帰っていった。彼等もまた、京都の政治状況に深く失望したのである。

4月20日、幕府は「攘夷期限」を5月10日としたいと、朝廷に奉答した。これにより朝廷は武家伝奏を通じて、21日に在京諸藩の留守居を召集して、5月10日をもって「醜夷掃攘」することを命じた。さらに幕府は23日に諸藩にたいして「自国海岸防御」を嚴重にし「襲来候節ハ掃攘」すべしと達した。外国が「襲来」した節に攘夷を行えと、条件をつけたところに、攘夷にたいする幕府の姿勢が表れていたものであり、諸藩は敏感にその意味を理解したのであった⁹⁾。

2 久光への上京要請

久光が京都を発ってからほぼ2ヵ月後の5月20日付けの、薩摩藩京都留守居本田弥右衛門から鹿児島府の中山中左衛門（側役）と大久保利通（側役兼御小納戸役）に宛てた手紙（定期の飛脚便ではなく、特別の飛脚便）には、以下のように記されていた¹⁰⁾。

江戸からの報告によると「関東ハ攘夷拒絶など申事ハ、とても参り申事ニ無之由」であり、京都の朝議においても「大ニ御処置振ニ御困り之御内情」とうかがわれるとあった。また「攘夷拒絶」の期限を5月10日としたものの、その後の外国との対応や国内・諸藩への指示などの処置に具体策がなく、朝議も停滞している様子が述べられていた。この時点ではまだ長州藩の下関での攘夷決行の情報は得ていない。

ついで、殿中において中川宮と関白鷹司輔熙との話のなかで、鷹司から久光を「被召登（上京させる）」ことについて相談があったが、中川宮は「被召」すなわち朝廷から命じて呼び寄せるといえるのはどうか、「普通之御召ニ而ハ上京之義」は難しいのではないかと答えた、ということが述べられていた。単なる朝廷からの上京命令だけでは、久光は応じないだろうという意見である。

そこで天皇の内勅に、近衛父子と中川宮の手紙を添えて、久光に上京を要請することになったのであるが、その前の5月26日付けの近衛父子の久光宛の手紙には「方今、天下之形勢、

何共筆紙ニ難認、実以治乱之堺、何共痛心候、就而ハ其許御上京之義、如何ニも祈々申入候事ニ候、迎も御上京ニ不相成ハ暴烈ノ治りかた六ヶ敷、色々ト苦心候……暴烈之堂上増長……」¹¹⁾とあり、翌27日にも、姉小路公知暗殺事件で薩摩藩に嫌疑がかかっているが、それは「薩州ヲ忌嫌フ者之計略」であると述べるとともに、重ねて久光の上京を、ひとえに祈ると述べるものであった¹²⁾。

「暴烈之堂上」とは三条実美をはじめとする、後に政変で処分をうける公家をさしており、彼等が朝議を左右しているだけではなく、天皇の意志を無視する行動に出ていることを「暴烈之堂上増長」と表現していたのである。久光に三条等「暴烈之堂上」を押え付けることを期待しているのであるが、ともかく朝廷の混乱・秩序の破壊にたいする危機感がなまなましく伝わってくる内容の手紙であった。

この手紙に続いて5月30日の日付の、近衛忠熙の手紙および中川宮の添書きの手紙と一緒に、久光に上京を要請する天皇の内勅が、京都留守居本田弥右衛門によって久光に届けられた¹³⁾。重要な内勅であるから、飛脚便ではなく、本田が持参し、かつ京都の状況を詳しく説明するよう近衛から命じられた模様である。本田は6月9日に鹿児島に到着したが、次にまず孝明天皇の内勅を引用しておこう。

攘夷之存意は聊も不相立、方今天下治乱之堺ニ押移り日夜苦心不過之候、今度大樹帰府之儀ニ付而モ、段々不許趣申張候得共、朕存意ハ少シモ不貫徹、既ニ帰府治定候事、実以於朝廷も存分更ニ不貫徹、総而下威盛ニ、中途之執計已ニ而、偽勅之申出、有名無実之在位、朝威不相立形勢、悲嘆至極之事ニ候、何分ニも表ニ誠忠ヲ唱、内心姦計天下之乱ヲ好候輩已ニ候、昨年基本ヲ開候事故、深依頼ニ存、只管待候事ニ候、三郎急速上京ニ而、尾張前垂相ト申合セ、一奮発ニ而、中妨無之手段厚周旋、為皇国尽力在之、先内ヲ専ニ相整候辺不浅依頼候、昨年上京之砌言上之筋、一廉も不相立者、全姦人之策ニ候得は、何分此処ニ而姦人掃除無之而は、迎も不治ト存候得は、早々上京ニテ、始終朕ト申合、真実合体ニテ無寸違周旋有之度候、何分此俣ニ而は天下摧已ニ而昼夜苦心候間、其辺深熟考有之度候事上京於周旋は依頼致シ度儀モ候得は、速ニ承知周旋兼而頼置候事

この内勅は先ず中川宮にもたらされ、中川宮から近衛家に渡されたもので、内容は久光の上京を要請したものであるが、注目すべきところは下線部の偽勅云々のところである。「暴烈之堂上」が天皇が知らぬ「偽勅」を出しているというのであるが、それは以下のような事実をさしているのである。

3月19日、将軍家茂が参内し、天皇は小御所に将軍を召見した。その際家茂が「過日の勅命に、外夷を摂海に招きて応接すべしとあり、叡慮果して此の如くにましますにや」と伺った

ところ、天皇は驚いて「朕其勅を知らず」と述べたという。将軍と同席していた一橋慶喜、老中そして松平容保らは「近日の勅諭に、疑ふべきものあるを確知」と『徳川慶喜公伝』は記している¹⁴⁾。後でふれるように、天皇の勅が勝手に取り消されるという事件も起こるが、当時の朝廷は、このような状況にあったのである。

また6月12日付けの近衛父子から久光にあてた手紙では「攘夷ハ差置、国内ヲ専ニ相整候義勘要と存候、朝廷ニモ唯今之通グサグサト致候事ニ而ハ、重大急務之御時節、如何ニモ内乱ヲ相招候事ニテ、実々痛心之次第ニ候、何分当節、上ニ威無、下ニ威盛ナル事、実々歎入候事、何分ニモ早々御上京ニテ御奮発在度存候」と、朝廷の上層部に政治力がなく、「暴烈の堂上」の勢力が強いことを嘆いていた¹⁵⁾。この手紙は志々目献吉が帰国する際に持ち帰っている。

この時、近衛が6月1日の米艦、そして5日の仏艦による長州藩砲台報復攻撃の結果を知っていたかどうかかわからないが、攘夷は差し置いても、国内の安定が重要であると主張していることが注目される。内政が大事であるのに、朝廷が混乱しては内乱を招きかねないという発想で、外政・攘夷よりも内政重視の視点であり、内政には、朝廷も責任を負っている、という自覚が表明されていると読み取れるだろう。

近世社会の通念では、内政も外政も幕府の責任において行われるものであった。しかしこの年の3月5日をもって、この常識は破棄された。それは以下のような経緯で行われたものである。将軍参内の前々日「征夷将軍之儀、総テ此迄通御委任可被遊候、攘夷之儀、精々可尽忠節事」とする、いわゆる庶政委任の勅諭がだされた。徳川氏に庶政委任が正式に命じられたのは、この時が最初であるが、これは将軍の名代として参内した将軍後見職一橋慶喜の要請によってなされたものであった。この文面だけでは庶政すなわち内政・外政・軍事を含め全てを、征夷大将軍に委任するという意味にとれるが、しかし事実はそうでなかった。

7日、将軍家茂が参内した時、5日の庶政委任の勅諭にたいする請書を差出したのであるが、それにたいして「征夷将軍儀、是迄通御委任被遊候上ハ、弥以叡慮遵奉、君臣之名分相正、闔国一致奏攘夷之成功、人心帰服之処置可有之候、国事之儀ニ付テハ、事柄ニ寄直ニ諸藩へ御沙汰被為有候間、兼テ御沙汰被成置候事」とする鷹司関白の指令がなされていた¹⁶⁾。

この指令で注目される場所は、事柄によっては朝廷から直接諸藩に沙汰（命令・指示）が出されるとするところである。5日の庶政委任の勅で、全てを将軍に委任するといっているのだから、この指令と勅は矛盾する面があるが、ようするに朝廷は内政に主体的にかかわるといふ意志を表明していたのである。近衛の手紙は、以上のような事実関係を背景としていたのであった。

さて6月9日に、本田弥右衛門が鹿児島に持ち帰った内勅であるが、これにたいして大久保利通は次のような意見を述べていた¹⁷⁾。「宸翰」をもってお召しの「内勅」を蒙ったのは言葉に尽せない「古今希有之御冥加」であり、不日に上京のうえ「御請御礼」を致すのが至当であ

る。しかし「兎角時期ニ応し、始終之御大策」を立てたうえでなくては「仮令勅命といへ共、草卒之御挙動ヲ以御上京」するのは賛成できない。なぜなら「畢竟、寸功なき而已ならず、却而是か為ニ害を引候様にてハ、奉勅も真之奉勅ニ不相成」と、成算を見込める十分な計画とタイミングを計って上京するべきであり、そうでなければ有害無益の結果となる恐れもあり、それでは真の奉勅とはならないと、すぐに久光が上京することには反対していたのである。

ただし内勅に応じないというものではない。まず藩主茂久の弟である島津久治（宮之城領主、久光の次男）か、おなじく弟の島津珍彦（重富領主、久光の三男）のどちらかを、姉小路公知暗殺事件で、薩摩藩が嫌疑をかけられたことにたいする、申し開きを名目として上京させる。そして極内々に、中川宮と近衛父子に詳しい事情を申し上げるとする。そしてその申上げる話の内容を、次のようにされたいと記すのである。

不容易内勅奉蒙、実ニ不奉堪恐懼、萬々難有武門之冥加無此上奉存候、早速上京仕度候得共、何れ来月中旬ニ不相成候而は、発足難仕候故障も有之、其上却而其節ニ至り候得ハ、機会を生候義ト見据候訳も御座候、遠国之事候得ハ、是迄屢機会ヲ失候事も有之候得ハ、本田出立迄之形勢ヲ以、機といたし候事ハ難叶訳ニ御座候、依之其内少々之変換ハ可有之奉存候得共、私（久光）上京迄之間は、是非無御動揺、乍恐御災難相及候程之義有之候共、少も御構無之候様有御座度、屹度奉救候格護ニ罷在候……

久光の発駕の時期を7月中旬とされたいと述べているように、久光の上京を考えてはいるが、今はその時期ではないとしているのである。その理由は、本田が京都を発った5月末の京都・朝廷の状況と、諸藩・諸侯の動向を見る限りでは、まだその機ではないという判断であろう。久光が上京するのは、内勅や近衛の手紙にあるように、三条実美等の「暴烈之堂上」を押え付け（あるいは排除し）朝議の方向を変えることにある。しかし久光が一人上京しても、久光をバックアップする体制、意欲的な協力勢力がなければ、何もできない事は、この三月の上京の際に明らかになったことであった。

この大久保の意見は、本田が鹿児島に着いた6月9日から間もない時に書かれたに違いないが、大久保は「其節ニ至り候得ハ、機会を生候義ト見据候訳も御座候」と述べるように、7月中旬までの間に朝廷・京都の状況、諸藩・諸侯の動向に何らかの変化が生じるであろうとの見通しをもって見えるように見える。その状況の変化がどのようなものであるのか、伺い知ることが出来ないが、天皇はもとより、中川宮も鷹司や近衛も、朝廷内に新しい状況を自ら作り出そうとする行動に出るとは考えにくいので、大久保が考えていたのは、諸藩・諸侯の動きにかかわるものだったのではないだろうか。

この後も、京都から新たな情報もたらされた。6月25日付で吉井仲助（友実）から中山

中左衛門・大久保利通宛、同日付で村山齊助・井上弥八郎から中山・大久保宛、そして同日付の近衛父子から久光宛の手紙である。村山・井上の手紙と、近衛父子の手紙は、江夏壮七郎が「急飛」で鹿児島に持ち帰った¹⁸⁾。

吉井の手紙には「三条（実美）之暴勢，弥熾然」であり、また姉小路暗殺事件の嫌疑が中川宮にもおよび「宮之御身体も御危」のような状況となっていることを報告していた。村山・井上の手紙も同様のことを報告している。中川宮はこの頃京都では「薩州之宮様」¹⁹⁾とあだ名をつけられるほど、薩摩藩と近い人物と見られていたことから、姉小路事件の嫌疑が宮にもおよんだのであろう。久光・薩摩藩にしても、朝廷工作のうえで、中川宮はかけがえのない頼るべき重要人物であったから、宮の身が危険になっているとの報告には、とりわけ神経をとがらせたように見える。

また近衛父子の手紙では、京都守護職松平容保が辞職し帰国の模様で心配であること、前尾張藩主徳川慶勝も右大臣二条斉敬等が引き止めたにもかかわらず帰国してしまったこと等が綴られている。将軍後見職一橋慶喜は4月22日に江戸に帰り、慶喜に代わって朝廷から将軍輔翼の任を命じられた慶勝もまた帰国したのである。将軍家茂は6月9日に京都を発って江戸に帰っていた。結局松平容保は帰国しなかったが、攘夷強硬派に批判的な有力諸侯も幕府有力者も、すべて京都から去ってしまったのである。こうして6月から7月そして8月上旬にかけて、「暴烈堂上」を制御する装置を欠き、彼等の暴走となっていったのであった。

3 久光上京の勅命

6月末から7月初旬にかけて、天皇・朝廷をめぐる新たな状況が生まれていた。天皇の攘夷親征を期待し、その実現を主張する声が、急速に高まっていったのである。当時における急進的尊攘論の頭目的存在であった久留米水天宮神官真木和泉が入京したのが6月8日。そして17日に、長州藩の桂小五郎等に策論「五事建策」を示し、彼等の支持をえた。「五事建策」とは、攬攘夷之權事。標親征部署事。下令算在京之兵事。新天下耳目。収土地人民之權事。移蹕浪華事。以上の五項目からなるものであるが、当時最も話題となったのが、ここで主張された攘夷親征である。たとえば「移蹕浪華事」というのは天皇が先頭にたつて攘夷を実行するため、浪華（大坂）に蹕（天皇が乗る車）を移す、すなわち大坂へ親征行幸をおこなうべきであるというものであった²⁰⁾。

この攘夷親征論は、この後天皇の大和親征行幸論となって、決行寸前まで至るのであるが（後述）、ともあれ7月初旬の段階で、朝廷内では攘夷親征論が三条実美等の攘夷強硬論の公家によって唱えられ大問題となっていたのである。そのような状況のなかで、近衛等は危機感を深め、島津久光にまたまた上京を要請することになったのであった。以下に引用するのは、7

月初めに書かれた、近衛忠熙・忠房父子が久光にあてた手紙で、当時の朝廷の様相がなまなましく語られている²¹⁾。

尚以此書中草々投丙可給候也

残暑難凌候、弥御勇猛珍重尚承度候、抑本田弥右衛門下国後、未何等之左右も不承、甚安心不成候、如何之御模様哉、御登京之儀、此頃ニ至り而ハ是非々々待入候計ニ候、誠ニ切迫実ニ不容易形勢ニ而痛心候、此別紙之通、久留米水天宮神主牧和泉守とか申者建白致、議奏・参政辺専心推、今モ建白之ヶ条欲被行場合ニ至り、実以一大事之事ニ候、主上ニは御承引不被遊御様子故、弥強情ニ相成、叡慮ヲ押ヘテ忽被行様之計略ニ而、扱々心配之至ニ候、三条（実美）并参政之人々毎度々々二条（齐敬）右府公・徳大寺（公純）内府公下官等へ責付け、いつれニ被行候様屹度取計ヒ候様ト、日々入来候而責付けニ候、忠熙・中川宮ニハ薩へ洩し候とて大ニ忌ミ候様子、併はぶき候而ハ却而患敷ト申工合ニ而、全はぶきニも不相成候事ニ候、実ニ親征ナトハ存不寄大變候と存候、夫も列国一和シテ、主上御親征被遊候事ナレハ兎モ角モ、方今之形勢ニ而ハ天子自親征被遊候而成功無之、実ニ不容易大變眼前ニ招候事と、右府公・忠熙・中川宮・内府公、下官等ニハ存上候事ニ候、夫故彼是ト申居候事ニ候、併中々三条ヲ初参政之人々不採用之事故、何レ押付け親征之場合ニ可相運哉、実々痛心無涯候、先初ハ石清水迄、夫より浪華城へ遷幸ト申事ニ候、扱々大變至極之事ニ候、実以天下之安危此時ニ差迫り候、依之其許御上京之儀、分而々々待入候事ニ候、未彼是議論最中ニ而候、為皇国深々御賢考在之度、偏ニ々々存候事

この時、真木和泉の策論に基づいて、石清水八幡宮から、さらに浪華（大坂）城への親征行幸が論議されていたのであるが、天皇は承知していないにもかかわらず、三条実美を初め国事参政の公家（橋本実麗、豊岡随資、東久世通禧、烏丸光徳）が天皇の意志を無視して、親征行幸を強引に推し進めようとしていることが文面から伝わる。

また近衛が「実以天下之安危、此時ニ差迫り候」とまで危機感をあらわにして述べるのは、この問題は朝廷内の問題ではなく、天皇が征夷大將軍（および武家全体）を差し置いて、軍事の先頭に立つのであるから、国家全体にかかわる問題なのだという意識であったからである。近衛の認識では、攘夷親征は朝廷はもとより幕府と諸藩も含めて、「列国一和」すなわち挙国一致の体制で行われなければならないものであった。しかし現実には「列国一和」とは程遠い状態であったから、近衛の危機感が深まったのである。

ここで近衛父子や中川宮、二条齐敬（そして多分、鷹司閔白、徳大寺公純内大臣も）等の話し合いで、久光にたいして、内勅ではなく正式な上京を命ずる勅を下そうということになったと思われる。久光に上京を命じた勅（御沙汰書）は7月10日か11日に出されたが、その文面は以

下のようなものであった²²⁾。

島津三郎

夷賊之義は雖為小醜，一般之人心ニ関係候ニ付，此節御親征之儀御用も被為在候，就
而は去春已来忠誠を尽候儀，御依頼被遊候儀ニ候間，急々上京候様御沙汰候事

上京を命ずる理由として、「親征」の御用をあげているが、それは表面上のことで、三条実美らの目を意識してのものであった。この御沙汰書は内勅や密勅（たとえば戊午密勅）と違って正規のものであるから、彼等に疑われるような文面ではないのである。しかし久光には本当の理由を告げなければならない。11日付の二条斉敬、近衛父子連名の久光あての手紙では「御親征御用ト有之候得共，決而御治定之詔ニ無之」と、親征は決まった訳ではなく、天皇も不承知であり、あくまでも表面上の理由であることを説明し、くりかえし早く上京することを要望していた²³⁾。

上京を命じた御沙汰書と11日付の二条・近衛父子連署の手紙等を持って、京都の薩摩藩邸から奈良原幸五郎と税所篤が帰藩した。12日に京都を発って20日夜鹿児島に到着している²⁴⁾。彼等は手紙を運んだだけでなく、近衛父子から言い含められたことがらは勿論、京都の状況をくわしく久光をはじめ藩首脳部に報告したことであろう。勅命を受けながら、しかし久光は動かなかつた。すぐには上京出来ない旨を書面にして、帰国したばかりの奈良原に持たせて近衛家に届けたのである。奈良原は23日か24日には、鹿児島を発ったことだろう。出京が難しい理由を久光は次のように述べていた²⁵⁾。

去ル十一日御連署之尊翰，二十日晚相達難有謹而拝見仕候，如尊命残暑之砌御座候得共，御揃御機嫌能被遊御座，恐悦御儀奉存候，扱今般小臣御用之儀被為在，伝奏飛鳥井家より表向上京仕候様奉蒙仰冥加至極，別而恐入難有仕合奉存候，尊公様方よりも御連署を以巨細被仰下趣委細奉承知候，細事家来之者江被仰含候段，是又奉承知候，実ニ好機会不可失時節と奉存候ニ付，速ニ発途可仕候得共，先般家来高崎（正風）を以申上候通，去秋神奈川一条ニ付，英夷城下前江来舶大混乱之義到来仕候ニ，下而は国家弥多端ニ罷成，且迅速之蒸気船も無之事ニ御座候得は，誠以奉恐入候得共，此際発足難相成，別而当惑至極遺憾無限仕合ニ御座候，就而家来奈良原幸五郎江委細申含候趣も御座候間，不惡御聞取被成下候様，伏而奉希上候，右趣意通相運ひ候得は，小臣ニは譬故障御座候而も，一門家老之中人数差添，不日ニ上京為仕候含ニ御座候間，乍恐万端宜御執成被仰上被下度，偏ニ奉歎願候，先は右御請旁奉申上度，奉拝答如

七月二十三日

ここに引用したのは島津家に残された草稿であるが、おそらくほぼ同じ内容の書面が近衛家に届けられたであろう。奈良原は8月4日に京都に着いている。ところでこの書面の内容であるが、7月2日から4日にかけての薩英戦争で、藩内が大混乱であり、かつ「迅速之蒸気船」もないから、今は上京することが難しいと述べている。蒸気船とは鹿児島湾に繋留していた藩所有の三隻の蒸気船で、それらをすべてイギリス軍に焼かれてしまっていたのである。すでに朝廷に薩英戦争の報告をするため、高崎左太郎（正風）が京都に向かっていたので（25日頃京都着）、すぐには上京しにくい事情は、高崎からも伝えられるはずであった。

たしかに久光はすぐには上京しにくい状況下にあったと思う。しかしこの書面では、後から上京するとも言っていない。したがって、勅命ではあるけれども、にわかには従わないという意味表示であったと解釈すべきであろう。久光と藩首脳部はそのように決断したのである。では何を根拠に、そのように決断したのだろうか。その理由は、どのようなものであったのだろうか。わたしは次のように考えてみたい。

話はさかのぼるが、安政6（1859）年秋から萬延元（1860）年2月にかけて、大久保利通等誠忠組が数度にわたり脱藩「突出」を決行しようとしたが、その過程において、順聖公（島津斉彬）の遺志を体現する「天朝に忠勤、事変の際率兵上京」が藩是と定められた²⁶⁾。「事変」が必ずしも戦乱や政治的大事件を意味するものでなかったことは、文久2（1862）年4月の、久光の率兵上京が、藩是に基づくものであったことから明らかである。要は藩首脳部が「事変」と判断した時に、率兵上京となるのである。

したがって今回の場合、上京するようにとの勅命があり、近衛父子等からは危機感のあふれた手紙を何通も送られながらも、久光をはじめ藩首脳部は、緊急の上京を必要とするような「事変」と判断しなかったということになる。これが理由のひとつである。しかしそれだけではないように思う。

あくまでも推測であるが、久光も藩首脳部も、天皇自身の意志がどの辺にあるのか、いまひとつ信頼出来ない面があったのではなかろうか。なぜなら、攘夷親征にかんしていえば、そもそもは天皇自身が、その意志があることを述べていたのであり²⁷⁾、三条実美らの攘夷強硬論公家が朝議を左右するようになったのも、もとはといえば孝明天皇が彼等を支持し、彼等を制御しようとしなかったからである。今となっては暴走気味の彼等を嫌いだしたとしても、天皇が彼等を断固として排除しようとする、天皇の決意がはっきりしない限り、それを確認しないで上京するのは危険なことであった。つまり天皇の本当の気持ちが伝わってこないのである。

また上京したとしても、久光一人では何もできないことは、3月の上京ではっきりしていたことである。朝廷内に、改革派（攘夷強硬派に反対する者）が久光を迎え、積極的に久光を支持するような体制が作られない限り、3月と同じことになるのである。また久光を支持し、久光に協力する諸侯（たとえば松平春岳等）が在京していることも不可欠の条件であろう。しかしこ

のいずれの面においても、条件が整ったとは確認できなかったのである。

ただし久光と薩摩藩首脳部が、何をしようともせず、傍観を決め込んでいたのではなかった。奈良原幸五郎が届けた近衛家への書面にある「奈良原幸五郎江委細申含候趣」がそれで、奈良原は口答で近衛家に、久光に言い含められた「趣意」を伝えたのである。文面には続けて「右趣意通相運ひ候得は、小臣ニは譬故障御座候而も、一門家老之中人数差添、不日ニ上京」すると述べている。「趣意」が首尾よく運んだならば、自分（久光）が上京することはできなくても、自分の代わりとなる人物（一門、家老の誰か）が藩兵（「人数」）を率いて上京すると言っていたのであった。

久光が言い含めた「趣意」とは何だったのだろうか。奈良原は8月4日に京都に帰着し、即日近衛家に書面を届け、報告した。そして翌5日付けで、次のように京都の状況を鹿児島に報告している²⁸⁾。

（前略）小子ニも無事昨日安着仕候間乍恐御静意可被下候、扱爰元変改之形勢、村山（齊助）氏着ニて御聞取被下候筈、何共残念之至御座候、第一我々共是丈之勢をも不弁罷下り、拙キ見留色々と不憚言上仕候儀共甚以奉恐入、不明之多罪今更申訳無御座候、昨日は直様近衛様江参殿仕、猶又模様同上候処、御大息之外ハ不被為在、此上ハ三郎様江御顔之御向ヶ様も不被為在との御沙汰ニて御座候、併御請書之儀ハ国元混雑之儀をもかえりみず、早速応召ニ候との趣ニて、一刻も早差出候方可然との御沙汰ニて、今日内田氏罷出差上賦ニ御座候、此儀ニ付ても色々吟味仕、今御一左右相待差出候様可仕なとゝの事ニて御座候得共、近衛様御双方より、頻ニ早め差出候方可然と被仰立候ニ付、其筋相決申候間、左様思召可被下候、只今之勢ニては、なかなか御上之御趣意相立模様全見受不申、返々も残念之至に御座候、爰元形勢聞取書ハ、高崎より差上筈御座候間、別段不申上候、いまた着涯之事ニて、外ニ申上ルほどの儀も無御座候間、此分あらあら如斯御座候、恐惶敬白

八月五日

奈良原幸五郎

中山仲左衛門様

大久保 一蔵様

この報告書翰で最も注目すべきところは「爰元変改之形勢」と述べた箇所である。奈良原が鹿児島に向けて発った7月12日の京都の状況と、帰って見た8月4日の京都の状況とは、大きく変わって、深刻な事態となっていたのである。だから、これだけの状況の激変を予測できずに、「拙き見留」を色々久光に申上げた事を謝っていたのである。

7月12日以前の京都の状況であれば、久光が奈良原に言い含めた「御趣意」の実行が可能であると、久光も奈良原も考えていたのだろう。しかし8月4日に帰って見た京都の状況では

「御趣意」の実行は不可能であると判断せざるを得なかった。ではどのように変わったのだろうか。

一つは、久光に上京を命じた勅命が、7月17日に、突如として取り消されたことである。近衛が久光に顔向けもできないと嘆いたのは、このことをさしている。取り消したのは三条実美等で、天皇に断りなく行ったのであるが、彼等だけの判断でやったのではなく、背後の圧力があつたと想像される。この点は後述する。勅命を取り消された天皇は激怒した²⁹⁾。取り消しの文言は以下のようなものであつた³⁰⁾。

御用之儀ニ付急速登京可有之被仰出候へ共、発途之儀ハ今暫猶予可有之候、重テ御沙汰有之候節ハ早々上京可致候事

この宣達書は武家伝奏飛鳥井雅典の手を経て、京都の薩摩藩邸に達せられ、当日か翌日村山齊助が鹿兒島に運んだ³¹⁾。京都、鹿兒島間は通常十日の日程であるから、28日前後にこの取り消しの宣達書が鹿兒島にもたらされたと思われる。そして村山によって、天皇が激怒したことや京都の状況が、久光や藩首脳に伝えられたのである。

さて、5日付けの奈良原の手紙では、京都の詳しい状況は、高崎正風（左太郎）が報告するとあるが、事実同日付けで高崎から中山中左衛門・大久保利通にあてて手紙が送られている。そこには次のような事がらが書かれていた³²⁾。

- ① 7月26日に高台寺が放火されたが、それは「朝敵松平春岳江寄宿」を許したため、神火をもって焼き捨てたと張紙があつた。また大津まで来ている松平春岳の入京を阻止するために、長州藩が蹴上まで大砲を持って出張するとの噂もあるが、これは虚説である。
- ② 攘夷強硬派によって中川宮にかけられた、姉小路公知暗殺の嫌疑は薄くなった。しかし「攘夷親征一条」を攘夷強硬派から迫られて「大心配」であると中川宮は言っている（後で詳しく触れるが、この「攘夷親征一条」とは、中川宮を小倉藩追討のための西国鎮撫使として派遣することである）。また宮は、薩摩藩と離れば、自分にかけて疑いが晴れるように見えるので、暫くは薩摩藩とは「音信不通」といたしたいから、三郎様（久光）にもよろしく申上げるようにといている。
- ③ 一橋公の上京が決まったが、「京師ニは秘事」のようで、なぜなら「暴論輩沸騰いたす」ことを避けるためのようである（これは江戸からの情報）。
- ④ 三人の土佐藩士（中山源太兵衛、福富健次、下許武兵衛）が来ての話であるが、三条実美がよほど悔心しているようだ。何分これまで「暴行」を累てきたから、いまさら改めても、浪士輩には棄られ、かといって正論家も容れないだろうから、孤立することになるだろう。そのようなことで苦心のあまり「入道遁世」したいとまで話ているそうだ。三条家

と縁類の土佐藩士の話であるから、これは確かな話だと思う。

- ⑤「暴論公卿」は次の人々である。三条実美（「暴論公家渠魁」）、長谷信篤、豊岡随資、四条隆謨、正親町実徳、東園基敬、沢宣嘉、滋野井実在（「この人は随分改心」）、壬生基修、東久世通禧。この他、雷同の面々も多いが「難救」人物は上記の人々である。

この報告で注目されるのは②の中川宮に関する記事と④の三条実美についての記事である。先ず④の三条に関してであるが、このような傾向は7月中旬に、すでに見えていたようである。すなわち7月13日に福井藩士村田巳三郎（氏寿）が近衛忠熙から聞いた話では、近衛忠熙・忠房、二条斉敬、徳大寺公純が、7月7日に関白に連名で差出した、攘夷親征は慎重を要するものであり、諸大名を召集し衆議の上で決めるべきであるとした意見を、天皇が嘉納し、三条実美等を召出し「殊の外御逆鱗」したため、三条等「暴論の輩も大いに閉塞し」日頃の勢いがなくなったということをしたことであった³³⁾。

奈良原は7月12日に鹿児島に向けて京都を発っているから、当然この話は近衛から聞いているだろうし、また久光にも伝えたことであろう。したがって奈良原が8月4日に京都に帰って、出発前と大きく変わって驚いたのは、三条等の態度ではなかったと考えるべきである。高崎正風が報告で、三条が出家したいと言っているそうだ、などと述べているのは、最早三条等は恐れるに足らない、なんとも救いがたい連中だというニュアンスで伝えていたのである。なおこの高崎の報告は、通常で8月15日ころ鹿児島に到着しているはずである（急ぎの便ならその旨を書くのが普通であるが、この報告には書かれていない）。したがってこの報告が鹿児島に到着した時は、すでに藩首脳部は政変決行の指示を出した後である。

状況が大きく変わったのは④の中川宮と宮を取り巻く環境であり、まさに京都政局そのものの大変動であった。後で詳しく述べるが、7月中旬以降、長州藩士や真木和泉らの攘夷強硬派によって攘夷親征の実行が強く主張されるようになり、中川宮に攘夷親征の先鋒となるようにとの意見が強まった。中川宮は避けたいのであるが、迫られていたのである。また松平春岳の上京を阻止しようとする動きがあったことからすれば、久光の上京にたいしても、同様なことが当然考えられる³⁴⁾。久光は勅命に応じなかったが、現実に上京できるような環境ではなくなっていたのである。そして中川宮自身、しばらく薩摩藩と関係を持ちたくないとまで言っているのである。奈良原が鹿児島に帰国して報告した話題の中心は、朝廷内の三条等の攘夷強硬派のことであったと思われるが、今や朝廷外の勢力が問題となっているのである。

久光が奈良原に申し含めた「御趣意」とは、あくまでも推測でしかないが、中川宮を通じて天皇に直接はたらきかけ、三条等の攘夷強硬論の公家を朝議から排除することだったのではなかろうか。これは久光が3月に上京した時に、近衛邸で近衛父子、中川宮、鷹司関白、一橋慶喜、松平容保、山内容堂らを前にして主張したことである（14ヵ条意見）。三条といえども、天皇の直接の命令や怒りには逆らえないのであり、しかも弱気になっている。その「暴論」公家

のリーダーである三条等を朝議から遠ざければ、同時に在京長州藩士や真木和泉などの尊攘強硬派の朝議への影響力も弱体化してゆくことが予測される。

しかしこの朝廷改革案は、中川宮が動き、天皇にはたらきかけることを前提としたのものであったであろうから、実行は不可能であった。なぜなら中川宮自身それどころではない境地に立たされていたのである。京都政局は朝廷改革よりももっと大きな、深刻で切実な、緊急を要する攘夷親征をめぐる問題に直面していたのである。

4 攘夷親征と小倉藩処分問題

(1) 攘夷親征をめぐる動き

奈良原幸五郎が京都から鹿児島に往復（7月12日～8月4日）している間に、京都の状況が大きく変わっていた。攘夷親征と小倉藩処分、この二つの問題をめぐって、京都の政局が激動していたのである。攘夷親征とは、天皇の主体的指揮のもとで攘夷を行うことを意味するもので、この時天皇をまきこんで朝廷内外で大きな問題となっていた。また長州藩が下関で攘夷を決行した時と、ついでアメリカとフランスの艦隊に報復攻撃された時の両度とも、小倉藩は長州藩を援護せず、傍観していたことから、小倉藩を何らかの処分にすべきであるという意見が、真木和泉などから主張され、この問題をめぐっても、京都政局が揺れ動いていたのである。

この二つの問題が、8月18日政変の起爆剤となったのであり、爆発の装置を設定したのが薩摩藩と会津藩、そしてボタンを押したのが孝明天皇と朝彦親王であった。そこでこの問題について、薩摩藩とはこの時直接には関係を持たないけれども、ここでやや詳しく検討しておくことにしたい。

攘夷親征は、前年文久2年5月に（幕政改革を要求する勅使大原重徳が島津久光を従えて江戸に向けて出発する前）、孝明天皇自ら「朕実ニ断然トシテ、神武天皇神功皇后ノ遺蹟ニ則トリ、公卿百官ト天下ノ牧伯ヲ師キテ親征セントス」³⁵⁾（「思召書」）と発言していた言葉であった。幕府が破約攘夷をいつまでも実行しないなら、自分が公家と武家を率いて、攘夷のための親征に立ち上がる覚悟がある、とする意思表示であったのである。

この天皇が攘夷親征の意志があることを明らかにしたという話は、諸侯や志士の間にも広く伝わってゆき話題となっていたが、明るる年の春、文久3年2月20日に出された長州藩世子毛利定広の賀茂社行幸の建議で「加茂泉涌寺の御参詣は、即親征御巡狩の御基本にも可有御座、草莽の者共、鳳輦翠華の御余光を奉仰候へは、如何計か感発奮興可仕、攘夷の御大業自是して相立可申」³⁶⁾と述べるように、攘夷を具体的にどのように行うのか、かつその攘夷期日を何時にするのか、そのようなことが当面する問題となっていた時に、攘夷親征が改めて主張された

のであった。

また6月5日には、中川宮が、攘夷の期限が過ぎたが、いまだ「掃攘之形モ不相見、因循送日」の状態であるから、自分に「攘夷先鋒」を命じられたいと願い出、さらに以下のように述べていた³⁷⁾。

尊融（中川宮）徒然日ヲ送り候ヨリハ速ニ死ヲ以国恩ニ報奉リ、上ハ聊叡慮ヲ奉慰、下草莽間忠士之志ヲ助ケ、勅ニ応シ何レ之地ヘモ出張仕候ヘハ、神州固有之義勇振起致シ闔国一致之場合ニ至リ、互ニ狐疑ヲ生スル之弊モ止可申哉ト存候、併攘夷之儀ハ従来征夷府ノ職掌ニテ候ヲ、尊融其功名ヲ欲候ニハ決而無御座、今度如是愚意申立候ヘハ、於幕府モ弥決心憤発仕、忠戦尽力攘斥之功ヲ奏シ候ニ可至ト奉存候

中川宮は、5月10日に長州藩が下関で攘夷を実行した事を知っているのだから、掃攘の形も見えないといっているのは、幕府を初め、長州藩以外の諸藩が、攘夷に向けてはっきりした動きを見せないことをいっているのである。

中川宮が考えている攘夷の先鋒は、孝明天皇の攘夷親征を前提としているものである。ただしどのような形で、どこで何をするのかという、具体的な行動については一切ふれていない。これはこの時点で、天皇の攘夷親征とは具体的に何をするのか、まだ明確にされていないから、当然のことでもあった。この点は前年5月の天皇の「思召書」はもちろんのこと、この年2月の毛利定広の賀茂社行幸建議でも、賀茂社・泉涌寺への攘夷を祈願するための行幸が、親征の基本となるものであり、かつ「御巡狩」すなわち全国・藩を巡って視察することの基本＝出発点であるといっていたように、攘夷のための親征といっても、攘夷のための行動をする天皇の具体的なイメージを、描いてはいなかったのである。

攘夷親征は、この段階までは国策・政策ではなく一つの政治的スローガン・掛け声である。そのねらいは直接的には幕府に破約攘夷を実行させるためであり、かつ広くは攘夷のための挙国一致体制を築くためであった。中川宮が「攘夷先鋒」を願い出た書面のなかで、先鋒への就任が勅許となったなら、あまねく「天下之有志ニ布告」して、その助力を乞いたいといっていたのは、まさにこの点を主張していたのである。攘夷親征と攘夷親征の先鋒を天下に布告することによって、公武（朝幕藩）と人民がが一体となり、攘夷の国論・気運を盛り上げ、それを背景に破約攘夷の実現をめざそうというものであった³⁸⁾。

このようないわばイメージの世界の攘夷親征論が、6月半ばから、きわめて具体的な姿をあたえられ、そして生々しい政治の世界の話となってゆくのである。6月8日に入京した真木和泉は14日に三条実美に、攘夷を実行した長州藩主毛利慶親を、勅使を派遣して賞し、長州藩を慰労し、これによって「天下之人気を引立」かつ「攘夷之權、以来全く天朝に帰せしめん

事」を説いた³⁹⁾。これは3月5日の「征夷將軍之儀、総テ此迄通御委任」とする、すなわち攘夷にかんしては総て將軍に委任するという勅命を、根本から修正する案であった。三条をはじめ列席していた公卿は皆賛成したと、真木は日記に記している。

ついで6月17日に桂小五郎ら長州藩士に披露して議論した、真木の策論「五事建策」ではつぎのように述べていた。天皇が男山（石清水八幡宮）に親征行幸し、そこで勅を下す。その内容は、天皇が土地人民の権を収める、そして夷狄を膺懲（征伐して懲らしめる）することを朕は決意した、尾張以西は朕がその任にあたり、死をもって国土を守る（「朕意既決、尾張以西、則朕躬抵之、死以守之」）、また三河以東は將軍に委任する（「參河以東、朕委之汝」）というものであった⁴⁰⁾。

この建策の冒頭が「攬攘夷之権事」という文言であるように、建策の意図は天皇が攘夷を統帥することを主張したものであった。そして今見た引用文で、国土防衛のための地域的役割分担まで明示されるように、攘夷親征がきわめて具体的に、政策レベルの構想として語られていたのであり、この段階から攘夷親征は、天皇が何をするか（天皇に何をさせるか）ということを含んだ問題となってゆくのである。

7月6日には、朝廷内攘夷強硬論の国事寄人の公家滋野井実在、東園基敬、壬生基修、四条隆謨、錦小路頼徳、沢宣嘉らが連署して次のように建白した。長州藩が兵端を開いた以上、いつ夷艦が「大挙襲来」するかも計り難い、因循の「幕府江而已」攘夷を命令しても、その実現は期しがたいから、断然と御親征を天下に布告し「闔国之士民一心戮力」して醜夷を掃攘すること以外に目下の良策はない、親征を布告すれば「人心一定」し鎮静する、さもなければ天下は「四分五裂」となり、有志の者が悲憤のあまり「騷擾紛乱」となる恐れがあるから、速やかに親征を布告されたい、というものであった⁴¹⁾。

また7月18日には在京の岩国藩主吉川経幹が、毛利慶親、定広長州藩主父子の親書を携えて上京した重臣の益田弾正と根来上総および清水清太郎を同道して鷹司関白の邸にいたり、武家伝奏野宮定功、議奏徳大寺実則、同長谷信篤、国事参政烏丸光徳の列席のもとで、藩主父子の親書の内容を説明し、攘夷親征を決断されたいことを請願した。親書の内容は次のようなものであった⁴²⁾。

- 一、外夷へ対し既に開兵端候付、乍恐被遊御親征石清水へ出御、諸国へ降勅勤王之兵を被召集、御指揮を以掃攘被仰付、於大樹公も掃攘之事業被為在度候事（中略）
- 一、違勅之幕吏并諸侯、押て上京候はゞ、再三加教諭若理不尽申募候はゞ、勤王之諸藩申談、請勅命加天誅候様可被致候、尤同志之諸藩無之候共、我等父子為名代監物（吉川監物）差登置候に付、申合此方一手を以、請勅命候様可被致候事

石清水八幡宮は伊勢に次ぐ天皇家の第二の宗廟であり、源頼朝が鎌倉鶴岡八幡宮に勧請して以来、八幡宮は武家の崇敬の対象となってきた。そうした公家と武家の両者にとっての聖なる場所へ行幸して、勅を下して諸国から勤王の兵を召集し、天皇自ら指揮して掃攘を命ずるのである。攘夷親征はこのように象徴的行為として構想されていたのであった。この天皇のシンボリックな行為を通じて、人心を奮起させ、攘夷のための挙国一致体制を作り上げようというものである。

しかしもう一つの書きに記された主張は、いささか過激すぎる。「違勅」すなわち攘夷を実行しない、あるいは攘夷に懐疑的な、幕吏や諸侯が上京し、攘夷親征を妨害するような態度である場合は、再三にわたり教諭を加えて説得する。しかしそれでも非協力的である場合は、勅命によって天誅を加える。たとえ同志の諸藩がなくとも、長州藩一藩でこれを実行する、というものである。

この乱暴過ぎる主張の背景には、長州藩の孤立感と危機感がある。6月1日と5日の両日にアメリカとフランスの軍艦に、長州藩が報復攻撃を受けた際、周辺諸藩はすべて傍観するのみであった。そして全国的にも攘夷の気運は、いっこうに盛り上がっていかないのである。明らかに長州藩は、突出し孤立していたのである。天誅を口走るのは焦燥感のあらわれであったといえよう。

益田弾正はこの長州藩父子の建議（親書）を、朝議で決定するよう鷹司関白に迫り、答えがあるまでは座を去らないとまで告げた。関白は返事に窮したが、いったん参朝した後、再び邸に戻り、天皇の意見は、内容が重要であるから、衆議の上でなければ決めがたいとの旨であると告げたことにより、弾正らは引き下がったのであった⁴³⁾。これ以後も桂小五郎等の長州藩士は中川宮や内大臣徳大寺公純らを訪問して、この攘夷親征を実現するよう説得を重ねた。

真木和泉や長州藩の攘夷親征論にたいして、当然のことながら朝廷内外に反対論・慎重論があった。右大臣二条斉敬、内大臣徳大寺公純、前関白近衛忠熙・忠房父子は7月5日に、親征は慎重を要し、諸大名を上京させ、衆議の上で決せられたいと、連署で上書し、また鳥取藩主池田慶徳、岡山藩主池田茂政、徳島藩世子蜂須賀茂韶は21日に、攘夷親征は急ぐべきではなく、先ず諸国へ攘夷監察使を派遣するべきであると、親征には基本的に反対を表明していた。

このように慎重論・反対論が根強かったために、真木和泉や長州藩の運動にもかかわらず、攘夷親征は容易に決しなかった。真木和泉が7月26、27、29日と連日のように中川宮を訪問したのは、先に攘夷親征の先鋒を願い出ている中川宮を動かして、攘夷親征を朝議決定・布告にもっていこうとしたからであった⁴⁴⁾。しかしこの時には、中川宮は親征に懐疑的になっており、真木和泉にせまられて、明らかに「大心配」となり迷惑がっていたのである⁴⁵⁾。そしてこのような状況のなかで、また一つ大きな問題が発生した。小倉藩処分問題で、この問題は、中川宮にも関係するところとなって以後の政局が急展開する原因となったのである。

(2) 小倉藩処分問題

真木和泉の日記7月24日の条に「小倉不都合之事」、そして29日には「朝長邸（長州藩邸）に行、小倉之罪を謀る、遂に策あり」と記し、8月3日には「萬里小路に行、小倉之事を決議」したとある。攘夷強硬論公家・国事参政萬里小路博房の家で小倉藩処分案が議論され、彼等の中で決定とされたものである⁴⁶⁾。その内容は、8月4日に武家伝奏野宮定功から岡山藩主池田茂政に、心得のためにといい内達されたものと基本的には同様なものであったと思われるので、次に引用しておく⁴⁷⁾。

小笠原大膳太夫（忠幹）

其方儀、追々被仰出候攘夷之儀、遵奉不致のみならず、去ル六月五日、仏夷長門海え致渡来候節、長門より打払候所、其方領分豊前国田浦ニ為致上陸、式通之書簡受取候始末、夷賊内通之所業明白ニ候、依之、官位所領共ニ被召上候事

跡目

親大膳太夫、勅勘之儀有之、官位所領共ニ被召上候、然ル処、旧家之儀、且家臣迷惑にも及候儀、旧領之内三万石被下置候事

小倉藩主小笠原忠幹（従四位下大膳太夫）の官位を剥奪し、所領15万石も没収、そのうえで跡目相続者にわずか3万石の領地をあたえるという過酷なものであった。この処分案は桂小五郎等の在京長州藩士と真木和泉によって、最終的にまとめられたのであるが、明らかに攘夷に非協力的な者にたいする、みせしめの効果を考へて、あわせて攘夷の気運を高めようと意図したものであった。しかし結果として、この小倉藩処分計画は、彼等にとって命取りとなったのである（後述）。

親征に小倉藩処分問題がからんだことによって、政局は新たな展開となった。8月7日、孝明天皇は、中川宮を鎮撫総督に任命し、西国に派遣して四国、九州の諸藩に攘夷の覚悟を促し、あわせて小倉藩の処分も任せるといふ内命を、徳大寺実則と烏丸光徳を使いにして宮に伝えた⁴⁸⁾。天皇は、自分が出て行く親征はまだ早い、取りあえず先に攘夷先鋒を願ひ出ている中川宮を西国鎮撫総督として派遣することによって、攘夷の機運を高める、という意向であったようであるが、ようするに、いざとなったら親征に気が進まず、不安になってきていたのである。この点も後で検討したい。

ただし当の中川宮は即日辞退の意向を示した。攘夷親征には基本的には賛成であるが、小倉藩の処分を含んだ鎮撫のための西国出張は、三条実美や真木和泉の主張によるもので、それを請けることはできないという理由である⁴⁹⁾。中川宮は9日朝に真木和泉を呼び付けて、鎮撫総督への就任は辞退することを明言し、かつ真木とは絶縁すると告げている⁵⁰⁾。しかしこの計画

に天皇が乗り気であったことは、同じ9日に、徳大寺実則と長谷信篤が、西国鎮撫使を命ずる勅命を、中川宮に伝えたことで明らかである⁵¹⁾。

しかし中川宮は断固として断った。そして翌10日には、建白書を差出して次のように述べていた。自分が時々伺候して親征などを申上げたのを、天皇は疎ましくなって遠ざけようとしているように思える。このたびの一件は、勤王の諸藩や浮浪が、朝廷が兵權を掌握することを要望したことに基づいている。それなのに自分に鎮撫使を命じただけで済ますのは、先々のことを考慮すると失策となりはしないか。ただしこのままでは、人心の折り合いも心配であるから、八幡（石清水八幡宮）行幸を天下の諸藩に布告し、上京を命じられたい。そうすれば「内々ニヘイケンハ（朝廷に）可帰」こととなるだろう⁵²⁾。

この八幡行幸論は、三条実美や真木和泉らの親征論にたいする、緩やかな親征論として主張されたもので、朝廷内外で、一方の支持を得るのであるが、その点は後でみることとして、ここで先に、この小倉藩処分を含む西国鎮撫使（中川宮）派遣論にたいする、在京していた武家の反応を検討しておきたい。

次に引用する史料は鳥取藩主池田慶徳（相模守）から老中板倉勝静（周防守）にあてた書簡で、攘夷親征や小倉藩処分などについて、率直に意見を述べた注目にあたいるものである⁵³⁾。

一翰拜呈，秋色弥増候処，先以大樹公益御安泰被為成，恐悦至極奉存候，御次，愈御清安御奉職奉珍喜候，然は先達て一橋・水戸両所え，当地之形勢，且御所向之御模様，薄々相運候間，貴兄ニも御承知被成候哉と奉存候処，近日親征之議論愈切迫之勢ニて，日夜心痛仕候処，漸今日ニ至，貴地之御模様相伺候得は，貴兄御出勤，酒井飛州以下御役御免等被仰出候旨，左すれハ不日ニ弥攘夷御遵奉発覚可仕，第一横浜攘斥ニ取掛りと奉存候，右之辺此節如何御座候哉，当時之処ニては，一日千日ニ御座候間，片時も猶予付不申次第，何分攘斥之効驗，不出十日相顕候得は，忽公武之御間は，必御一致ニ可至，若離間之徒御座候共，右御実効発覚仕候上は，自然其辺は不足恐と奉存候，就て当時御急務と申候得は，第一攘夷ニ候得共，又内治も不思召候ては相成不申，依て左之条被行候得は，必御当地之人氣鎮撫可仕と奉存候，右は何レと申候得は，松平大膳太夫・小笠原大膳太夫儀ニ御座候，当時之形成ニては，不日内乱之機相見へ，甚不容易次第ニ御座候，元來長州外夷掃斥は，奉勸慮，一國必死之力を以攘夷之先鋒を致し候儀ニて，於其段は実ニ天下之人民感激仕候筈ニ御座候，随て勸慮も御満足被思召候は必然，就ては正親町少将，為勅使長州え被下，引統薩州ニて攘斥ニ及，是又賜御褒詞候趣ニ付，何卒從幕府も格別之以台慮被賞其功，長州えは豊後田ノ浦・大裏辺之地を以式三万石之地所被贈与，尚攘夷御一決ニ付ては，此上とも尽力，神州之元氣伸長之様被命候は，長州之人氣必鎮静仕頼を得，随て都下之人心も穩ニ可相成か奉存候，陳小倉之儀ニ付ては，追々御承知も被成候通ニ御座候処，其後正親

町少将長州滞在中、随従親兵之内を以尚又既往之罪は不相咎候間、将来之心得方被尋、且叡慮遵奉之心意被尋候処、右使彼是論判之上、其節は御請有之候得共、夫も右使え言伝にて、別段以使者可申述か之処、其儀無之、第一最初勅諭相下り候節之御請は無之、家来より不遜之申立等有之ニ付ては、勅使は元より、長州ニても殊之外腹立之様子、殿下御始も不遜之辺御承知かにて、既ニ去ル五日、伝奏衆より小倉御処置之儀ニ付ては、小子共え以書取尋之趣御座候処、右書面ニは、官位・知行被召上、更ニ跡目え三万石被下との御模様ニ御座候得共、上杉弾正大弼、松平淡路守（蜂須賀茂韶）、松平備前守（池田茂政）共申談、右ニては、余り甚敷被存候間、官位之儀は被任朝憲可然奉存候得共、予奪之儀は、以後之事実ニ依て御処置被為在候様、申入候積之談合候処、何分前文之次第にて、傍觀は閣キ、勅答之次第種々掛纏レ、尚其上有馬中務大輔、大里表砲台築造之儀ニ付て、各様より松平肥後守え御差越之御書取御座候由にて、夫是至て御所向議論高く、就ては長門と小倉との間、不測之変も難計次第ニ相聞、内乱可相起と心配仕候処、右之件々公武之御間にも甚関係仕、不容易模様相聞候間、独小倉之為のみニは無之候間、何卒小倉え攘夷先鋒を被命、且是前非以、或は貳万・三万之地を被収奪、同人儀急度御厳謹被為在候様相願度、且其節取扱之老職・重役は、嚴重被行罪候ハは公武之御間も程よく御場合ニも可至哉、且唐津世子（小笠原図書頭長行）随て被処其罪、其趣ニ速ニ不達叡聞候ては、仮令一橋殿上京被在之候ても、逆も何事も被行間敷のみならず、一橋え申入候通、入京も六ヶ敷勢ニ御座候間、其辺与得御含被成、前段之辺被為行候て、公武御一致は差見へ候事ニ御座候間、攘夷及小倉唐津之御処置、早々被行候様奉願候、余之小ヶ条は閣キ、大略如斯御座候、若右御処置不被行節は、不日一大挙発無之とは難申、過日水戸・一橋え申入候次第故、只今当地之模様実以切迫、不安寝食心中御洞察可被下候、若親征被行候ハは、其節之心中如何御了察被下度、実以德川御家之御存亡は此日ニ御座候、能々御熟慮所仰候、余情後便萬縷、草々恐惶謹言

八月九日

松平相模守

板倉周防守様

秘中秘

別紙、昨夕、殿下、私共被為召候処、先日来、有志共、親征之儀追々建白有之候処、右は、何国迄も叡慮ニ被為叶不申趣にて、親征之儀は、断然御採用無之、乍恐、兎角攘夷之叡念不被行、長薩攘夷致すといへ共、未中国・四国・九州辺ニても、不殘攘夷ニ決定一致とも不被思召ニ付ては、此尽ニも被遊兼候ニ付、関西為鎮撫、中川宮を被差下叡慮之趣にて、右は、存意御尋と申訳ニは無之、断然、右は御決定ニ相成候儀にて、殿下御初、両役衆辺ニても、段々と被仰上候得共、宸断ニて御一定に相成候上は、此上致し方無之、何レ宮之御事ニ候得は、只鎮撫之為被差下候との御次第ニも相成候間敷候得は、何レ鎮西大守とか、

又鎮撫將軍とか之号を賜り不申てはと申様之辺も相伺候旨ニ御座候処、右は、差当り小倉傍觀之上は、勅答不束有之、重々罪難閣、先頃より先ニ征討と申様ニも薄々相聞、甚以大変ニ御座候間、此段不敢取申上候、尚今日、殿下え私共不快、押て参殿之心得ニ御座候間、委細は跡より可申上候得共、本文申上候、小倉之儀は其身厳罰を蒙、二・三万減地は不得止事、家は無難ニ致し度、御憐愍と被思召候ハは、本文ニ申上候方ニ相成候様、御慈悲可有之と奉存候、早々頓首。

長文を引用したので、要点を以下にまとめて置くことにする。

- ① 若年寄酒井忠毗（開国派と見られていた）が退役となったということだから、不日に幕府も攘夷遵奉の姿勢を鮮明にし、「横浜攘斥」に取り掛かることだろう。
- ② 現在の急務は、第一に攘夷であるが内治も重要である。心配なのは長州藩（松平大膳大夫・毛利慶親）と小倉藩（小笠原大膳大夫・忠幹）の対立で、内乱にまで発展する恐れがある。
- ③ 長州藩は国を挙げて、必死の覚悟で攘夷の先鋒を実行した。この点には、叡慮も満足し天下の人民も感激したところである。だから幕府においても、將軍から長州藩の功を賞し、田ノ浦辺の土地、三万石くらいを贈与してはどうか。
- ④ 小倉藩処分について、米沢藩主上杉斉憲（弾正大弼）、徳島藩世子蜂須賀茂韶（松平淡路守）、岡山藩主池田茂政（松平備前守）と相談した。処分案はあまりに厳しい（「甚敷」と思う。官位については朝廷に任せるのがよいと思うが、領地の没収（「予奪之儀」）は、今後の小倉藩の態度を見てからにしたいと思う。
- ⑤ 幕府から小倉藩に攘夷の先鋒を命じ、前非（傍觀の罪）を理由に、二ないし三万石の減地を行う（朝廷ではなく幕府が主体となって行う）。
- ⑥ 天皇は親征には同意していない（「断然御採用無之」）。しかし中国・四国・九州の諸藩が「攘夷ニ決定一致」していないので、天皇は中川宮を鎮撫のために派遣を命ずることである（「断然…御決定」）。中川宮には「鎮西大守」あるいは「鎮撫將軍」とかの号を賜るといふ話もあり、小倉藩を「征討」といふ話もあって、はなはだ大変なことである。
- ⑦ 小倉藩主が朝廷から厳罰を蒙り、幕命で二・三万石の減地となるのはやむを得ないだろう。しかし家名の存続にかかわるようなことは避けたい（「征討」には反対する）。

鳥取藩主池田慶徳が心配するところは、小倉藩と長州藩との戦争すなわち内乱が起こることである。内乱が国（日本）の滅亡にもつながる恐れがあるとは、国家の将来に思いをいたす、当時の心ある人々の共通する認識であった⁵⁴。小倉藩の処分が過酷であれば、小倉藩の反発は当然予測され、これも内乱の因となるのである。また小倉藩処分が、真木和泉や長州藩等の一

部の勢力の強い意見に従って行われる事も問題であった。これは武家社会の秩序の混乱である。だから池田慶徳は、小倉藩の処分（減地）は幕府の意志でなされるべきであると考えてるのである。また中川宮が「鎮撫將軍」に新任されることも大問題である。「鎮撫將軍」と征夷大將軍徳川家茂との関係はどうなるのか。「徳川御家の御命脉」にもかかわるのではないかと心配していたのである⁵⁵⁾。

(3) 八幡行幸から大和行幸へ

8月11日、池田慶徳、蜂須賀茂韶、上杉斉憲、池田茂政は連署して鷹司関白に、中川宮を「鎮撫として西州え御進発」するのではなく「八幡行幸」を望むことを建白した。ただし「親征」にかんしては、何の見込みもなく、可否を申上ることができないが「叡断」に従うとし、八幡へ行幸するにしてもあまねく「東西之大名」を召集し、その上で八幡へ進発されたいとしていた⁵⁶⁾。

なお中川宮が西国鎮撫使に命ぜられたことが外部にも伝わり、宮が小倉城に入るといふ風説が流れた。これにかんして京都守護職会津藩主松平容保が、この日池田慶徳に真偽を尋ねているが、12日、慶徳は容保に、中川宮を西国鎮撫使に命じた内勅を示し、ただし小倉入りの件については、自分は知らず、かつ將軍に任せられる等のことは承服できない旨を伝えた⁵⁷⁾。おそらく茂韶や斉憲、茂政らの意向もくわしく伝えたことであろう。この松平容保の動きは、政変を検討する上で、注意すべき点である。すくなくともここで容保は、在京していた有力諸侯の胸の内を確認していたのである。

12日、新しい動きがあった。右大臣二条斉敬から慶徳に、天皇が「少々模様替り」となると、慶徳等四人（慶徳、茂韶、斉憲、茂政）を宮中に召し、親征行幸の可否を問うから、天皇の内命を含んだ答えを用意しておくようにと、密命を伝える手紙があった⁵⁸⁾。前日に関白に提出した慶徳等四人の八幡行幸建白に対する反応である。即日、茂韶と慶徳の連名で二条右大臣に次のような返書を差出した⁵⁹⁾。

手紙の最初の部分で「行幸之儀ニ不及様、以死論判を尽候間、被安叡慮候様、（二条から天皇に）御内奏奉希候」と、彼等が行幸を阻止する覚悟であることが先ず述べられていたから、天皇の意向は、行幸の実行は避けたいものであることが、二条右大臣から慶徳に、密々に伝えられていたのだろう。その上で慶徳は、宮中で御下問がなされた際、自分らが答えやすいように、次のような内容の御下問であって欲しいと、勅命（御下問）案を、この手紙に記している。その部分を引用しよう。

朕、先年来毎々申聞候通、日夜攘夷之宿念難忘、依之、大樹えも委細申含、承知に候得共、面従のみにて、爾今、其实効無之段、不審之至、始終之宿念に候得は、早々遵奉可有之筈

之処、右等猶予之段、遂に違勅に帰し申候、依之、中川宮、鎮撫大将推任発行之存意も候得共強て及辞退、不及其儀、此上は朕親ら取干戈て、衆人に先立ち辱国体之罪ヲ、神宮以下歴祖に詫、統て神州之人気を引起さんと思ふに、親征は一大挙之儀、不容易事柄に候得は、武門之存意承度、親征一決之上は、八幡え参籠て可定軍議思ふ、各可否無腹臆可申述

この勅命案（御下問案）についても、二条右大臣を通じて、天皇の意向にかんする情報が届けられ、それをふまえて作られたとみるべきであろう。すなわち、将軍には攘夷の実効が見えず、中川宮も鎮撫将軍を請けようとしなから、朕自ら親征し、神州の人気を引起こそうと思う。親征は八幡に行幸して軍議を定めるといふことにしたいが、何分容易ならざることであるから、武家の意見を聞きたい、というものである。

この御下問にたいして、慶徳は以下のように答えたいと、二条への同じ手紙で記す。天皇が親征とまで決断されたことは、重々恐入ることである。しかし武家はその本職をつくす以前に親征を行うことは、早過ぎると思う。臣等は勅命を奉じて関東に下り、将軍に天皇が親征を決意したことを説明して将軍を説得し、早々に攘夷実行の証しとして「横浜掃斥」を行いたい。たとえ将軍が承知しなくとも、我々の手で、死力をつくして、横浜鎖港の端緒を顕したい。だから八幡への親征行幸は、しばらく延期されたいが、そもいかなければ「御布告」だけは朝議にまかせるとして、実際に行幸することは、自分達が関東から帰って復命するまで、どんなことがあっても「宸断」をもって見合わせるようにされたい。

このように述べて、最後に「死する迄は、行幸之儀は、御止申上候」と記していた。最初と最後に、死をもってしてでも行幸を阻止すると、決意のほどを述べていることに注目せざるをえない。親征行幸の布告は仕方ないが、実際に行幸を実行することは、断固として阻止するといっているのである。これらも注意して検討すべき問題点であろう。

先に見たように、慶徳と茂政が八幡行幸を言い出したのは、一つには西国鎮撫使の派遣を阻止するためである。大和行幸が発表された後の8月16日に、有栖川宮熾仁親王が西国鎮撫使に命ぜられているから⁶⁰、在京長州藩士や真木和泉ら攘夷強硬派は、西国鎮撫使は中川宮でなくてもよかったのであり、行幸とは別個のもので、親征行幸と西国鎮撫使の両方が必要であると彼等は考えていた。

一方、天皇と中川宮そして池田慶徳らは、親征行幸か西国鎮撫使の派遣か、当面はそのどちらか一つでよいと考えていた（天皇の中川宮派遣案。宮の八幡行幸案）。そして慶徳らの諸侯は、小倉藩処分を断行する恐れのある、西国鎮撫使の派遣を、先ず阻止しようとしたのであろう。これについては、8日に鳥取藩京都留守居安達清一郎が中川宮に呼ばれて、中川宮から、鳥取と岡山両池田家が親征行幸を主張することによって、西国鎮撫使派遣が沙汰止みとなるよう周旋してもらいたい、との依頼をうけていたから、それを実行したともいえる⁶¹。

八幡行幸論は8月10日の中川宮の建白の趣旨にそったものである。慶徳らの八幡行幸意見（「御下問案」）と中川宮の建白に共通する点が、まず八幡行幸を布告して、諸侯（「東西の大名」）に上京を命ずるということにある。そして何時実際に行幸を行うのか、その点には何もふれないことである。ようするに八幡行幸は、布告に意味があるのであって、実際に行幸するかどうかは次の段階の問題なのである。慶徳と茂政が二条あての書簡で「死する迄は、行幸之儀は、御止申上候」と述べていたことからすると、慶徳と茂政は、行幸の布告だけで、実際に行幸することは、考えていないことを述べていたと理解するべきであろう。孝明天皇が「模様替り」となって、八幡行幸を受け入れようとしたのは多分この点にある。

真木和泉の親征行幸論（「五事建策」）は、八幡からさらに浪華（大坂）に行幸し、長期に滞在して、天皇が諸侯を率いて「夷狄を御す」ことを主張していた。また長州藩主父子の親書では、八幡（石清水）に行幸し、勤王の兵を召集して「掃攘」を命じ、かつ天皇が勤王の諸藩に命じて、違勅の幕吏と諸侯に「天誅」を加えるというもので、この二つの親征行幸論では、天皇が攘夷のためになすべき行動が具体的に描かれていた。また小倉藩処分問題が登場してからは、親征行幸の際に、最終的に処分の沙汰（命令）が下されることが計画されていたように見える。これらはいずれも天皇が自らの責任で、決断しなければならないことだったのである。

真木和泉や長州藩など攘夷強硬派の親征行幸論では、天皇が武家を率い、自ら先頭に立って攘夷を行い、かつ一部の武家に処分（天誅や削封など）を加えるというように、武家の領域にきわめて重い責任をもって踏み込むことが要求されていたのであった。天皇が彼等の計画した行幸を避けようとした理由は、以上の点にあったに違いないが、慶徳らの八幡行幸論を受け入れようとしたのは、それが布告だけで、京都を動かず、武家の領域に踏み込むこともなく、攘夷を、将軍をはじめとする武家に、責任を持って実行する事を暫わせることができると、判断したからであったと思われる。なお小倉藩の処分にかんしては、大幅な寛典処分案を起草して、慶徳、茂韶、斉憲、茂政が連署して、11日に武家伝奏に提出している⁶²⁾。

慶徳らの八幡行幸案は、天皇の同意を得、中川宮の意にそったもので、そして二条右大臣と在京有力諸侯の合議で計画されたものであったが、いとも簡単に覆された。13日「為今度攘夷御祈願、大和国行幸、神武帝山稜・春日社御拝、暫御逗留、御親征軍議被為在、其上神宮行幸事」とする、いわゆる大和親征行幸の詔が出されたのである⁶³⁾。

真木和泉の日記12日の条に「参政御中に拝謁、大挙を被告、余喜可知」とあり、さらに「長邸（長州藩邸）に行、益田（弾正）に逢、益田亦殿下（鷹司関白）にて内々承り候由、夜一杯賀之」と記されている⁶⁴⁾。すでに12日中に、国事参政（豊岡随資、東久世通禧、烏丸光徳、萬里小路博房）から、真木は大和行幸（「大挙」）となることを知らされており、長州藩の益田弾正も鷹司関白から、内定したことを知らされていたのである。真木は酒杯を傾けて大喜びしている。そして翌13日の条には「朝、東久世、豊岡公に出で、昨日之礼に行」とあるから、大和行幸

が朝議で決定となる過程で、東久世等の発言が力を発揮したことが推測される⁶⁵⁾。

13日昼前、召により池田慶徳らが参内した。慶徳の他、武家は蜂須賀茂韶、池田茂政、上杉斉憲、そして大溝藩主分部光貞、平戸藩主松浦詮、清末藩主毛利元純らである。小御所下段の間において議奏広幡忠礼、議奏長谷信篤、武家伝奏飛鳥井雅典、武家伝奏野宮定功の列座のもとで、広幡から大和親征行幸の詔を記した書面を渡された。前日に、二条斉敬と打ち合わせた、天皇と慶徳らとの御下問の場は、影も形もなかった。

この日の模様を池田慶徳は一橋慶喜に手紙で伝えているが、それによれば次のようなものであった⁶⁶⁾。参内前に一同（慶徳、茂韶、茂政、斉憲であろう）で、親征は止める建言することを申し合わせた。そのように決心して参内したのだから、大和行幸を記した書面を受け取らず、議奏広幡に預けおいて、是非とも天皇に直接建言したいと強く主張したところ、両役（議奏、武家伝奏）は驚愕の体であった。そしてようやく暮頃に小御所で天皇と面会がなかった。そこで慶徳らは、自分等が関東へ下り、將軍を説得するから、攘夷の先鋒とみなして自分等を江戸に派遣してほしいと懇願した。これらの天皇への歎願は、前日に二条右大臣に伝えた、御下問への答えとはほぼ同じ内容である。しかし天皇は、親征行幸を見合わせたいと思っているように見えたが、発言はなかった。「満座堂上」が「強く親征之儀」を主張していたようであり、天皇は発言しにくい様子であった。

16日には、大和行幸に供奉する公卿の名前と人員が発表され、17日には行幸に出発の日が9月5ないし7か8日であることが発表となった⁶⁷⁾。単なる布告ではなく、近く実行することを前提として、大和行幸が決定となったであろうことがこれでわかる。天皇は気の進まない長期間が予測される行幸を、課せられることになった。場合によっては武家の処分にも、責任をもった決断を要求されることになるかもしれない。

大和親征行幸の決定は、中川宮にも衝撃をあたえたに違いない。先にも述べたように、宮は西国鎮撫使に就任することを固辞した。すなわち小倉藩の処分を自分の責任で行い、かつ中国、四国、九州の諸藩を、攘夷決戦体制に動員する役目は、嫌だという理由である。しかし彼は先に、攘夷親征の際の先鋒となることを願っているのである。この点は、三条実美の命をうけた真木和泉が、わざわざ、鎮撫使ではなく、親征の先鋒ならば引き受けるのかと、宮に質問した（11日）ことからわかるように、三条、真木らは中川宮の西国派遣を断念したわけではなかった⁶⁸⁾。いま攘夷親征大和行幸が行われるならば、宮はその先鋒として、西国への派遣を命ぜられても、断る理由がないのである。宮は窮地に陥った思いであったことだろう。

13日、中川宮は訪問した鳥取藩士に、天皇が考えていた八幡親征行幸が覆されたのは、真木和泉の謀によるものであり、昨夜たしかに聞いたことであると述べている⁶⁹⁾。11日から12日にかけての朝議の模様を知る史料がないが、真木の日記を見るかぎり、宮の話は誤聞ではないように思える。真木は、10日に烏丸光徳、三条実美に面会。11日、広幡忠礼、飛鳥井雅典、

徳大寺実則、野宮定功、長谷信篤の諸公列座の所に呼ばれ「八幡行在之事」を問われている。「八幡行在之事」とは、この日慶徳らが鷹司関白に提出した八幡行幸の建白のことであろう。これについて意見を求められたものである⁷⁰⁾。

慶徳らの八幡行幸建白は、鷹司から広幡らに伝えられていると思われる。鷹司の立つ位置は、実に微妙である。推測であるが、真木は八幡行幸案を否定し、かねてからの持論である、大和行幸を強く説いたのであろう。攘夷強硬論の公家が真木の意見を支持し、その結果、天皇も乗り気となった八幡行幸案が葬り去られ、大和親征行幸の布告となったのである。10、11日に真木和泉の日記に登場する攘夷強硬論の公家は、三条、烏丸、広幡、徳大寺、長谷である。彼等はいずれも政変の結果、処分を受けている。

14日、益田弾正、桂小五郎、久坂玄瑞（以上、長州藩士）、水野正名（久留米藩士）、宮部鼎蔵（熊本藩士）、土方楠左衛門（土佐藩士）、平野国臣（福岡藩士）に学習院出仕が命ぜられた。真木和泉（6月28日に学習院出仕を命ぜられる）とともに、攘夷強硬派の錚錚たる志士が、朝廷の公認した場で発言、活動できるようになったのである。学習院は禁裏御所の日御門に面した所であった。ここで15日に、真木、桂、久坂、宮部が三条、萬里小路、烏丸、東久世らとともに大和親征行幸の鹵簿等について相談したのであった⁷¹⁾。

学習院出仕の志士を得て、攘夷強硬派公家の発言力はますます強まってゆき、朝議は彼等の意のままになって行く勢いである。すなわち、朝議が一部の勢力に、完全に支配されたのである。この状態が続けば、どのようなことになるのか。破約攘夷を強行するのか、攘夷親征を強行するのか。じつは、そうした問題を大きく超えた、重大な問題が生じていたのである。

攘夷強硬派の主張と行動は、あきらかに朝廷・公家社会の秩序と武家社会の秩序から逸脱していた。孝明天皇と中川宮は、自分の意思を、彼等にほとんど無視された。穏健派の廷臣は発言を封じられた。武家は彼等によって、自分の領地さえも左右されようとしていた。国家の秩序が、基底から崩壊してゆくような、そのような危険な方向が強まっていると、天皇・宮・廷臣そして諸侯は、危機感を強めたのであった。こうして政変の舞台が準備されたのである。

5 政変の過程

(1) 村山齊助の上京

8月13日、大和行幸が布告された。そして同日政変の決行に向けて、在京薩摩藩士高崎左太郎（正風）が動いた。この日高崎は京都三本木の会津藩邸に赴き、秋月悌次郎、広沢富次郎、大野英馬、柴秀治に、以下のように述べたという。長州人と真木和泉らが三条実美と結託して、大和行幸の途中で、偽勅を公卿・諸侯に与えて関東に下し、天下に号令しようと陰謀をたくらんでいる。非常手段に訴えてでも、この行幸を止めなければならないから、是非とも協力して

ほしい。秋月は黒谷に馳せてゆき藩主松平容保に、この話を告げた。容保は協力を決意し、交替のため国会津に向かっていた藩兵を急きよ呼び返したという⁷²⁾。

同じくこの日の夜、高崎は近衛忠熙・忠房父子にこの計画を告げた。近衛父子の反応は、熟考してみたが「禁中之都合イカニモ無覚束」今一つ熟案を考え、中川宮によく相談してみなくては、決断できないというものであった⁷³⁾。朝廷にかんすることなら、本来なら先ず近衛家に相談し、また時を置かずに中川宮にも、ということであろうが、今回は違っていた。中川宮が後回しになったのは、この頃、中川宮は薩摩藩と距離を置こうとしていたからである⁷⁴⁾。そして近衛家よりも会津藩が先になったのは、この政変が、朝廷改革であると同時に、武家にも密接にかかわることであり、かつ武力を必要としていたからである。ところで、この日13日は、大和行幸が布告された日である。しかし高崎は、布告があったから動いたのではない。それが直接の原因ではない。奈良原幸五郎が、政変のあとで藩庁に提出した報告によれば、10日頃から、奈良原と、高崎左太郎、上田郡六、井上弥八郎（石見）等が相談して「頻リニ諸藩之模様」を伺っていたという⁷⁵⁾。なぜ10日なのかというと、その頃、そろそろ鹿児島から新たな指示が届くと考えられていたからであろう。先回りしていえば、新たな指示は、遅れて12日夜か13日朝に、高崎にもたらされた。それによって、高崎が動き出したのである。

7月17日に、久光に上京を命ずる勅が取り消しになったが、この間の事情を鹿児島島の久光に報告するため、村山齊助が京都を発ったのが、7月21日頃と思われる⁷⁶⁾。そして新しい京都の情報に接した久光が、先に奈良原にあてた指示を修正して、新たな指令をあたえて村山を鹿児島から送り出したのが、8月初めである。村山は8月8日夜小倉に着き、翌9日小倉で乗船、そして12日夜か13日午前中に京都に着いて、高崎に久光の命令を伝えたであろう⁷⁷⁾。高崎は村山の到着を10日頃かと思っていたが、到着が数日遅くなったのであった。その村山齊助が途中の小倉から、鹿児島の大久保一蔵（利通）に送った手紙がある。長文であるがきわめて重要な内容であるから引用して、検討したい⁷⁸⁾。

- ① 別来倍御清寧被為渡奉恭賀候、随テ野夫道中不順ニテ大ニ隙取、乍漸昨夜小倉着仕候、今日乗船之含ニ御座候、扱去ル六日夜、肥後松葉瀬へ着船之処、肥藩徳富多太助ト申仁へ不計出会、此仁ハ先達テ鹿児島へ参居候内之一人ニテ御座候、是ハ全体横平平四郎門人ニテ、七八年以前ヨリ小生ニモ知音ニテ、久々振遡追致候故、色々及談話候処、肥後之国論モ委細相分り、且越前之三士モ当夕宇知へ止宿イタシ候由承り、是以幸之折柄故、致出会呉候様頻リニ相勤メ、徳富同道ニテ越藩三岡八郎へモ暫時出会仕候
- ② 越肥之論大抵同様之説ニテ、ツマル所ハ開港説ニ落可申歟、乍然夫ハ先兎モ角モ跡之事ニテ、イツレ只今ノ所ニテハ、同盟申談速ニ恢復ニ相成候方可然歟、然ルニ春岳公京都之氣受極々不宜、出京ニ相成候ハ、早速騒動可仕事モトヨリニ御座候得ハ、何分ニモ此

節ハ戦闘ニ可及ハ必定ニ御座候

- ③ 長州暴挙倍甚敷、既ニ先日小倉飛脚中国路通行之处、防州宮市マテ参候处、長人右之飛脚ヲ殺シ、御用封奪取之由ニ御座候、其外傍若無人無処不至候得共、此般之一挙承り候ハ、早速多勢ヲ以テ可取登候間、イツレ共流血ニ相違有之間敷奉存候
- ④ 将又肥藩ハ豊後鶴崎ヨリ出船之由ニ承申候得共、御国之人数モイツレ日向・豊後之間ヨリ乗舟可然、聊モ馬関ヘ相シレ不申様專要ト奉存候、肥後モ一手之人数ハ京都警衛ニ名ツケ、先ニ出シ候由、御国モ其通一手・二手ハ、先達浪華迄ナリト潜ニ御ノホセニ相成可然哉奉存候、越藩出京之事モ最早京師ニテ沙汰有之候由、風聞承り申候、何分此節ハ少シニテモ御人数余計ニ御引連可然、尤事落着ハ三日・四日之内ニ相済候事故、長ク多勢滞京ト申ニテハ無御座、只々勢援ヲ張り候迄ニ御座候
- ⑤ 肥藩ハ小笠原備前一人ニテ建議之由、尤一藩異論ハ無之候由御座候、諸藩一同之儀ニ相成候得ハ、イツレ前以京師ヘ相知レ可申候間、可成丈早目ニ御決策可然奉存候、此節三島弥兵衛下国ニテ、御褒勅杯下り候由、誠ニ不甚恐悦仕合、然ルニ是以三条並ニ諸暴論之者共ハ、陽ニ称賛シテ陰ニ猜忌ヲ抱キ、倍御国ヲ忌ムノ情ハ深ク相成候半ト奉存候、先ハ右之事情可申上如此御座候
- ⑥ 一、税所容ハ又々御召ニ相成候由、是ハ御差出無之様奉存候、兎ニモ角ニモ奸謀ヲ以、御国ヲ罪ニ落シ入可申心根ニ被存候、最早此節ニ相成、左様之細節ニ拘り可有之訳モ無之候得ハ、返シ、御出シ不被成様奉存候
- ⑦ 一、筑前ヘモ御謀シ合せ相成候ハ、可然哉ト奉存候、越人御国ヘ参ルトノ事ニテ御座候間、最早着イタシ候半、此内三岡八郎ハ余程之モノト申事ニ御座候、先達テ御国ヘ参り候肥人嘉悦市之進・山形典次郎又ハ川瀬典次郎トモ、皆々生往年ヨリノ懇意之者共ニテ、川瀬ニモ熊本駅ニテ一寸出会イタシ候、肥藩之情実ハ聊無疑候、先ハ用向迄早々奉得貴意候、以上

八月九日

村山齐助

大久保一蔵様

高捨下

文意を解りやすくするために、文章を区切って番号を付しておいた。以下順番に、内容を検討してみよう。最初に断っておくが、政変にかんする具体的な記述はない。それは当然のことで、政変にかんする指示は、久光（おそらく大久保利通が同席して）からなされたものであるから、この手紙で触れる必要はまったくないからである。

- ① 道中が不順で、遅くなり昨8日夜小倉に着いた。今日9日乗船し、京都に向かう。熊本では横井平四郎（小楠）の門人である旧知の徳富多太助と会って話し、熊本藩の国論も

よくわかった。また越前福井藩士が三人熊本に来ており、その中の三岡八郎（由利公正）とも会った。

- ② 福井藩と熊本藩は、基本的には開港説である（長州藩のような強硬攘夷説ではない）。しかし開港を主張するか否かは、あとのことで、只今重要なのは、同盟して、速やかに京都政局を正常な状態に「恢復」することであろう。しかし福井前藩主松平春岳が（攘夷強硬派が主導権を握る）京都で評判が悪く、出京すれば早速騒動となるに違いないと思われるくらいだから、何分にも此節は（我々薩摩藩が政変に動けば）戦闘となるのは必至のことである。
- ③ 長州藩は、飛脚を殺すなど暴挙、傍若無人ぶりが、以前にも増して甚だしくなった。「此般之一挙（政変の事）」を知ったなら、早速大挙して上京するだろうから、いずれ「流血（戦争）」となるのは避けられないだろう。
- ④ 熊本藩兵は豊後鶴崎から乗船する由である。薩摩藩兵も日向・豊後から乗船し、下関を通らず長州藩に知られないようにすることが大事である。熊本藩は一手は、京都警衛の名目で先に京都に派遣するそうである。わが薩摩藩も一手は同様にして、二手は大坂まで密かに派遣してはどうか。越前福井藩主にも上京を命じたとの風聞である。何分この節は（久光が上京する際には）少しでも多く藩兵を引き連れて上京されたい。もっとも政変は三・四日の内に到着するから、大勢の藩兵を長く京都に滞在させる必要はなく、長州藩にたいして「勢援ヲ張」るためだけのものである。
- ⑤ 熊本藩は小笠原備前が一人で建議（朝廷に？）する由である。諸藩が一同に建議（上京して）することになれば、そのような動きがいずれ京都に知られるだろうから、なるべく早めに決策（建議の方法や、その内容であろうか）することが望ましい。三条実美や暴論家連中は、陽に薩摩藩の攘夷（薩英戦争）を称賛するが、陰では猜忌をいだいて、以前より薩摩藩をきらっているようである。
- ⑥ 税所容八（篤）は決して上京させないでほしい（攘夷強硬派に通じる恐れがあると見なされたためか。この頃、薩摩藩士美玉三平が長州藩士と行動をともにしており、18日政変の際にも、七卿等が以後の行動を相談した妙法院会議に出席している）。
- ⑦ 筑前（福岡藩）へも話を通じておかれたい。福井藩士は鹿児島に到着したと思われるが、三岡八郎はよほどの人物である。熊本藩の情実はすこしも疑う点がない。

この手紙で最も注目すべきところは、この節は「戦闘ニ可及ハ必定」②と「イツレ共流血ニ相違有之間敷」③と記す箇所である。薩摩藩が行おうとしていることを実行すれば、急ぎよ京都に上ってくる長州藩兵との間で、戦闘となるだろうとみているのである。ただし3・4日で決着がつく④と言うのは、戦闘は、あっても小規模のもので終わるとみているからである。な

せなら政変は、勅命によって、三条実美らの暴論の公家と長州藩および真木和泉らを、朝廷から排除するものであるから、長州藩が反抗・反撃しようとすれば、それは勅命に抗することになり、したがって多分長州藩は引くだろうから、京都での長期的な武力対決とはならないと読んでいるからであった。

ところで熊本藩兵と薩摩藩兵の出兵④であるが、これらは政変時のための派兵ではなく、政変後の政情と世情を安定させるためであり、長州藩が上京してきたの反撃を防ぐためである。薩摩藩のこの時の在京藩兵の数は、約150であるから、政変のための兵力が必要となるにしても、その主力は他の諸藩の兵力に頼らねばならない。たぶんそれが可能であると見通していたのだろう。この点についてはあとでふれよう。

藩兵にかかわる点でいえば、7月に久光に上京を命ずる勅命（17日に、取消しとなったもの）が達せられた時、久光から近衛父子に宛てた、23日付けの、自分はいま出京できないと記した書面を振り返ってみたい。そこでは、奈良原幸五郎に「委細申含」めたことがあるが、その件が「趣意通相運」んだなら、一門家老のうちの誰かに藩兵を添えて上京させると述べていた⁷⁹⁾。これは、今すぐには藩兵を上京させることはないということで、したがって久光が「趣意」を実現するためには、兵力は必要としない、という意味になる。

久光が奈良原に「申含」めたことは、奈良原が8月4日に京都に着いてみると、あまりにも出発以前と状況がかわっており、到底実行不可能なものであることを、奈良原は中山中左衛門・大久保一蔵あてに報告している。しかしこの手紙でも、そして奈良原や高崎、内田政風らが鹿児島に送った、この後の手紙でも、藩兵の派遣にかんしては一切ふれていないのである。このことは、久光が奈良原に「申含」めたことは、武力を必要としないことだったとみてよいのではなかろうか。

先にも述べたように、私は久光が奈良原に「申含」たのは、中川宮を通じて天皇に直接はたらきかけ、三条実美らの攘夷強硬論の公家を朝議から排除すること（その結果として、真木和泉らの影響力も退化する）であったと推測するが、そうだとすれば、武力はほとんど考慮しなくてもよい。天皇と中川宮が決断し、毅然とした態度を貫けば、暴論家の公家や真木和泉が多少騒いでも、京都守護職松平容保の下の会津藩兵約900で威嚇すれば、十分というものであろう。

このように検討を加えてみると、久光が奈良原に「申含」めたことと、新たに久光から村山斉助が命じられた内容とは大きな違いがあったと、理解しなければならないだろう。どのような内容であったのかは、次にくわしく検討したいが、村山の手紙にあるように「流血」が避けられないような事態をとまなう、京都政局の改革であったことはたしかである。

京都にいる高崎や奈良原は、7月中旬以降の京都政局の状況をふまえたうえでなされた、久光・藩首脳部からの、新しい指示を待っていたのである。新たな命令は、きわめて重要なものであるから、事故にあう場合を考えて書面にはされないだろう。村山が口答で伝えるのである。

こうして村山の京都到着によって、在京薩摩藩士が動き出したのであった。

（2）政変にいたる動き

ここで先ず政変の計画段階での動きを検討しておこう。ただし村山齊助が久光と大久保利通らの薩摩藩首脳に、どの程度細部まで、政変についての指示をうけて上京してきたのか、その点については史料的には明らかにし得ない。あくまでも推測するのみである。

久光と薩摩藩首脳は、村山から報告があった7月20日頃までの京都の状況を分析して、政変決行の決断を下している。村山が京都を発って鹿児島に向った後で、京都から書面で何らかの京都情報が送られたかもしれないが、すくなくとも小倉藩処分が朝議で問題となる7月27日以降の、京都政局の動きは知らずに、決断しているはずである。したがって流動的な政局に対応できるように、大筋だけの指示ではなかったかと推測しているが、この点は今後の検討課題である。

奈良原幸五郎が政変の後で、鹿児島に帰って報告した記録「文久三年八月十八日暁より同十九日夜七ツ過迄之覚書」（以下「覚書」と略す）には、次のように記されている⁸⁰）。

去る十日比より、頼りニ諸藩之模様相伺候処、会藩以之外致奮発致居候事情儘ニ探得候間、去ル十五日、同藩秋月梯二郎外三人江高崎より申談候処、無異条承諾殊之外相喜、早速肥後守様（松平容保）江申上候処、宮様（中川宮）ニて被為思召立候ハヽ、如何様共御尽力可被成之之事ニ付、早速左太郎（高崎）宮様江参殿、細々切迫之事情申上、且策略之次第も献言仕候処、則宮ニは御決断相成……

会津藩の記録『七年史』では、高崎左太郎が秋月を会津藩邸に訪ねて来たのが8月13日のこととしている。また13日夜に出された近衛忠熙から高崎に宛てた手紙でも「過刻ハ来謁」云々と記されている。このことから、高崎ら薩摩藩士が、政変に動き出したのは13日のことであつたとみてよいだろう。引用した「覚書」の記事では、15日に高崎が秋月に相談したようにも読取れるが、この場合は「去ル十五日」に「宮様へ参殿」したとする文脈で理解すべきであろう。

13日の近衛忠熙から高崎にあてた手紙では、続いて「禁中之都合イカニモ無覚束」と朝廷内の対応がおぼつかないこと、そして創卒に事を起こして「大惑乱」となつては「宸襟」を悩ますだけであるから、「忿怒逼迫」の気持ちはわかるが、今一つ「熟案」がなければならないといい、中川宮に相談するようにと述べていた⁸¹）。この手紙からは、高崎が政変の決行を早く、近衛に迫るようなものだったことが想像される。

高崎が政変決行に動き出したのは、多分間違いなく、前夜かこの日13日の午前中に、村山

齊助が京都藩邸に到着し、久光の指示を伝えたからである。また政変を、薩摩藩単独で行うことなどは不可能であるから、会津藩側の記録『七年史』にあるように、会津に相談して、会津藩の同意を得てから、高崎が近衛に計画を伝えたのではなかろうか。『七年史』と奈良原の報告「覚書」とでは、記述内容にズレがあって、両藩の行動が一致しない面もあるが、慎重に両者を検討した上で、「覚書」の記述を中心に、以下のように政変に至る過程を再現してみた。

13日 鹿兒島から帰京した村山齊助から、久光や藩首脳の意向を聞いた高崎左太郎が、会津藩邸に赴き、秋月悌次郎らに政変計画を告げる。秋月は黒谷の松平容保に報告、容保は同意し、帰国途中の藩兵を呼び戻す。夜、高崎は近衛忠熙の邸（桜木別邸）に行き、計画を告げるが、近衛は慎重論であった。

14日 中川宮が天皇に政変について奏上。

15日 高崎が中川宮邸へ行き「策略之次第」を告げると、宮は「決断」した。しかし宮一人では都合が悪いから、近衛忠熙にも参内するようにと言った（宮と忠熙の二人で参内し、天皇を説得しようという意見である）。そこで高崎は忠熙邸に行き、忠熙は成功はおぼつかないと、同意しなかった。しかし中川宮は「断然被遊御英断」した（宮は積極的であった）。

16日 早朝中川宮が参内。しかし天皇は「痔痛在らせられ、御用場（便所）にて殊の外時刻を移させられ」たために8時頃になり、公家の参内も始まったので、詳しい話が出来ず「定策」だけ奏上して帰邸した。「定策」とはどのようなものであったのか分からないが、後述する政変の「実行計画案」のようなものであったのではなかろうか。宮が帰ったとの報で、高崎が宮の邸に行ったところ、武田相模守（中川家諸大夫）が出て、叡慮は、禁中には一人も命を伝える者がいないから、致し方ない、というものであったことを伝えられた。

薩摩藩と会津藩は、叡慮があり次第何時でも動けるよう「軍備」していたが、この返事で「頓ト一同落力」した。「軍備」した兵を目立たないように「ソロソロト人数引取」った。16日の朝の段階で、会津・薩摩両藩は政変決行の準備を整えていたのである。あとは天皇の決断と、宮の指令を待つだけとなっていた。

『七年史』によれば、この日夜、天皇は中川宮に、密かに宸翰を届けた。それには会津に「宜しく命令して処分せよ」とあった。この夜天皇の意志がほぼ固まったのである。また「一昨夜の奏事」云々とあるから、14日夜に、中川宮が天皇に、政変について奏上したことが分る。15日に、宮が「英断」したというが、これは、前夜の奏上の結果、宮が可能であると判断したのではなかろうか。天皇に一度も相談しないで、宮が決断するのは不自然のように思える。また16日早朝に、中川宮が参内したのは、14日夜の奏上にたいする天皇の意見を伺い、細部の相談をするためであったのではなかろうか。

17日 朝10時過ぎ、会津藩士が薩摩藩邸に来て、中川家の武田相模守から「会薩申合、早々奮発」すべしとの、天皇の「御書」が宮に届いたことを伝えられたので、飛走るようにし

で参ったという。「御書」とは、前夜、宮に届けられた宸翰であろう。しかし高崎は前日の失敗もあったので、宮に直接会って確かめたところ、宮が答えるには、「早々奮発」というのは「間違い」で、天皇からは「会津、因州（鳥取藩）へ申合、可為挙事トノ御沙汰」であり、中川宮も薩摩藩も表だった行動をせず、直接には関係しないようにとの命令で、これではとても成功の見込みがたたないから悩んでいるところである、というものであった。

そこで高崎は二条斉敬右大臣を動かすことを進言した。すなわち二条は、何事も宮と進退を一緒にする方だと伺っているが、この件では如何かといったところ、宮は禁中はすべて暴論家ばかりとなり、昨日参朝の節も、二条と事を相談することができなかった、しかし二条が協力を決心してくれさえすれば、決行できると答え、二条右大臣を動かす工作を高崎に命じた。

そこで高崎は会津藩邸に行き、中川宮の言葉を伝え、会津藩に二条説得にあたることを依頼し、自分は近衛邸に行き近衛忠房に会った。そうしたところ、忠房は「十六日トハ遥ニ違、以之外御決心」で、父子で参内して尽力すると言った。高崎が会津藩邸に報告に行ったところ、会津藩も二条から協力の約束を取り付けていた。この17日夜、中川宮、近衛忠熙、二条斉敬が「遽ニ参内」して、最終的に天皇の意志を確認した⁸²⁾。かくして17日夜には「軍議致一決」となり、すぐに行動に移ったのである。

日付が変わったばかりの18日午前1時過ぎに、中川宮、右大臣二条斉敬、内大臣徳大寺公純、前関白近衛忠熙、権大納言近衛忠房、京都守護職松平容保、京都所司代稲葉正邦が参内して政変の幕が上げられた。政変は、合意形成即実行となったのであった。17日朝中川宮が天皇の意見として伝えた「会津、因州」が申合わせてのものとは、多少違った形となったが、天皇が納得できる実行部隊となったのであろう。

以上のように、孝明天皇に政変の計画を話し、実行を決断させたのは中川宮である。天皇に中川宮が政変の具体的な計画を説明したのは14日夜であろう。暴論家の公家に気遣いして、きわめて慎重であった天皇が、政変の決行を決断したのは、それだけの納得できる説明を、中川宮から聞いたからであろう。では中川宮が天皇に説明した、政変の実行計画とはどのようなものであったのか。つぎにこの点を検討してみよう。

（3） 政変の実行計画案

政変をどのような手順で実行するのか、その計画書とみられるものがある。『孝明天皇紀』に「近衛家文書」から採録した「薩摩藩士献策写」がそれで、3点収録されている⁸³⁾。以下、この史料を引用（読み下しにして）し検討をくわえたいが、便宜上3点の史料にABCと整理符号を付ける（3点の史料には、それぞれに史料タイトルなし）。またいずれも箇条書きになっているので、全体を通して、連続した番号を、各条に付しておく。

【史料 A】

- ① 中川宮とお供は、清和院門より御所内に入る。
- ② 藩兵・兵器は蛤門から入り、禁裏御所の公家門・御台所門辺に未明に参上、宮の参上を待つ。
- ③ 宮が禁裏御所内に入ったら、すべての門の出入りを厳重にする。
- ④ 列藩に飛檄して、主人滞京の方々を急速に召す。
- ⑤ 宮が参内したら、即、正義の公家を召し、評議する。会薩二藩が迎えを出す。
- ⑥ 暴論の公家以外の公家で、参内させる者に連絡する。
- ⑦ 浪士取押は、会津、所司代、両町奉行が担当する。
- ⑧ 親兵を召し築地内（九門の内）を固めさせる。ただし異論の者は、会薩両藩で征討する。
- ⑨ 朝議一洗、評議は公論を主意とし、私憤の振舞いをしない。
- ⑩ 寺院、市中の取締を、しっかりと公平におこなう。
- ⑪ 長州藩の、堺町門警備を免じて、福岡藩に命ずる。
- ⑫ 政変の後、早々に一橋慶喜と老中の内二名に上京を命じ、そのうえで攘夷を評論・決議して布告する。
- ⑬ 暴論を唱えて公家に迫る、国家の重事に関係する身柄でない卑賤の者は、以後近付けない事。身分の順序を越えて、意見を述べる事を、以後一切禁止する。
- ⑭ 洛中、洛外の取締を、守護職、所司代、町奉行へ厳重に申付ける。
- ⑮ 人別改をして浪士などが一人も京師に足を留ることを禁ずる。

【史料 B】

- ⑯ 中川宮様参内の後は、公家門の他はすべて閉ざす。純正の堂上方を名指して召し、その他は一切参内を差し止める。
- ⑰ 激家堂上を退職・逼塞せしめ他人面会を差し止める。またその堂上の家に詰合の藩士・浪人はすぐに退去せしめる。
- ⑱ 参政、寄人、御用掛を廃止する
- ⑲ 朝命で在京している大名の藩士や、留守居の者などの他、用のない藩士は三日の内に引払わせる。
- ⑳ 浪士や主人のない者は、三日以内に引払わせる。
- ㉑ 公家諸家を守衛している兵士は一切廃止する。
- ㉒ 偽勅を取り計らった堂上を退役・逼塞の処分としたことを諸藩に令達する。その時、朝政が改正されたことを併せて達する。
- ㉓ 伊勢および九州に派遣した監察使を至急呼び戻す。
- ㉔ 宮が参内した後で召される堂上は、近衛父子、二条右大臣、徳大寺内大臣。ほかにも有

志・正義の方々もあるべし。

- ㊸ 召される大名は、鳥取、岡山、米沢、徳島世子、土佐（山内豊信弟山内兵之助）、淀。
㊹ 取締まるべき者。松村大成、宮部鼎蔵、真木和泉、丹羽出雲守、久坂義助、桂小五郎
佐々木男也、橋崎弥八郎、萩野鹿助、轟木武兵衛、益田弾正、川上弥市。

【史料C】

池田慶徳、池田茂政、上杉斉憲、蜂須賀茂韶、山内兵之助、稲葉正邦
右は至急召されたい

史料ABCは、いずれも政変を断行するにあたってのメモであり、完成された実施計画案のようなものではない。AB両者に重複、共通する条項があり、AとBが、どちらが先に書かれたものと判断することも難しい。ここに記されている条項は、大まかに分けて、1政変の発動にかんするもの、2処分にかんするもの、3新体制・基本方針にかんするもの、4治安にかんするもの、このように4分類できる。以下、その分類を示しておこう。

政変の発動 A ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧

B ⑬, [⑭, ⑮]

処分 A ⑩

B ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒

体制・方針 A ⑨, ⑫, ⑬, ⑮

B ㉓, ㉔, [⑭, ⑮]

治安 A ⑩, ⑭

AとBの特徴をあげれば、Aは、政変を断行するにあつたの、発動段階での手順、手配について述べたものが多く、Bは政変における処分について述べた点が多いという特徴がある。しかし政変後の新体制や基本方針については、両方に記されている。また㉔と㉕は、政変の発動にあつて、重要な役割をはたす人物であると同時に、政変後の政局の中心となる人物としてあげられているので、両方に掲げておいたものである。

この政変にかんするメモにかんしては、別にAとBとを合わせた、完成された計画書のようなものがあつたのかもしれないが伝存していない。この史料は、近衛家に残された薩摩藩士某の献策ということであるが、この時、近衛家に主として出入りして、交渉・打ち合わせをしていたのは高崎左太郎であつたから、この史料は、高崎が近衛父子に示して相談した時のものではなからうか。そして、あえて大胆に推測すれば、このメモは高崎が15日に近衛邸に行つて、政変に尽力するようにと歎願した時のものであろう。

この日、近衛は同意しなかつたが、その後で高崎と会つた中川宮は、きわめて積極的であつた。おそらくここで、宮と高崎そして会津藩が加わつて、さらに綿密な実行計画が練られたの

ではなかろうか。このように推測するのは、翌16日の朝に、中川宮が参内して天皇の決意を促し、天皇が決断した場合は、すぐに動きだせるよう「軍備」を整えていたからである。相当綿密な行動計画が作られていなければ、ここまでの覚悟は出来ないとみるのが自然であろう。この日の朝、宮が天皇に奏上した「定策」は、この行動計画に基づいたものであったであろう。そしてこの日の夜に、天皇が宸翰を中川宮に送り、基本的に政変を決意したのである。それはこの日の朝、中川宮から「定策」を告げられ、一日熟考した結果、信賴するに足る計画であると認めたからだったのだろう。

ところで、この AB メモは、高崎が一人で作ったものではなく、会津藩との合作で、中川宮の意見を参考にして作成されたものであろう。またこのメモは、鹿児島で作られた原案を、村山が高崎に伝えたものでもない。行動計画や処分案など、鹿児島から大まかな指示はあったであろうが、基本的には京都で、会津藩との共同作業で作成されたものである。

その根拠としては、㊸であげられた大名で、鳥取藩主池田慶徳、岡山藩主池田茂政、米沢藩主上杉斉憲、徳島藩主世子蜂須賀茂韶は、8月に入り、親征に小倉藩処分問題がからんだ時点から、真木和泉らの尊攘強硬派が推し進めようとする親征行幸に、結束して強く反対を唱えた諸侯であり、村山が鹿児島を発った8月初めには、彼等の動きにかんする情報は、まだ鹿児島には届いていなかったからである。政変が成功した背景には、彼等の存在が大きく、天皇が決断したのも、彼等の協力があると信じたからであったと思われるが、そのような事情を、この時鹿児島では、けっして知り得なかったのである。

また㊸の京都から追放されるリストにあげられている人物のうち、真木和泉は6月28日に学習院出仕となって、すでに活発な活動を開始しており、また桂小五郎と久坂義助（玄瑞）は長州藩尊攘強硬派の行動的論客として知られており、鹿児島でも周知の人物である。したがって早くから久光のブラックリストにあげられていても不思議はない。しかしその他の人物にかんしてはどうであろうか。この人々の名前も、具体的に実行計画が練られていく間に、リストアップされたものであろう。

以上みてきたように、政変の計画は中川宮、会津藩、在京薩摩藩士の三者によって具体化されていった。A、B案に示された計画は、久光が村山に言い含めたものと同一ではないが、基本線で一致するものであったと思われる。久光が、池田慶徳らの在京有力諸侯の協力を、どの程度まで考えていたのか判らないが、政変の計画を具体化してゆく過程で、中川宮、会津藩、高崎らは、鳥取藩・池田慶徳らを、政変を成功させるためには欠かせない力として頼ろうとしていた。しかし慶徳に、政変の計画を告げた形跡はみられない。

(4) 政変の決行

8月18日、真夜中の午前1時過ぎから、中川宮、前関白近衛忠熙、右大臣二条斉敬、内大

臣徳大寺公純、權大納言近衛忠房および京都守護職松平容保、京都所司代稲葉正邦が参内し、早朝4時頃には、会津・淀・薩摩藩兵で禁裏御所各門の警備配置を完了した。禁裏御所の六門（南門、宜秋門、清所門、尋常門、朔平門、建春門）はただちに嚴重に閉ざされ、召命がなければ、関白といえども、入れてはならぬと、警備の諸藩兵に伝えられた⁸⁴⁾。

ついで在京諸藩主に参内を命ずるとともに、武家伝奏、議奏、国事御用掛、国事参政、国事寄人の諸堂上の参内が差止められた。そしてさらに議奏広幡忠礼、同徳大寺実則、同三条実美、武家伝奏飛鳥井雅典、同野宮定功、国事寄人三条西季知、国事御用掛橋本実梁、国事参政豊岡隨資、同東久世通禧、同萬里小路博房、同烏丸光徳、国事寄人東園基敬、同四条隆誥、同錦小路頼徳、同沢宣嘉に、参内、他行、他人面会を禁じた（後で、飛鳥井と野宮は許されて参内した）。公家の名前に、「正」と「暴」と印をつけた書面が用意され、正（正論）の印の公家は、一人ずつ改めたうえで、宜秋門（公家門）から参内がゆるされた⁸⁵⁾。そして暴論家の公家が多く就任していた、国事参政と国事寄人の二職が廃止となった。

8時過ぎから、兵を率いた諸藩主が参内し、諸藩兵がさらに禁裏御所の外側（築地）の九門（堺町門、下立売門、蛤門、中立売門、乾門、今出川門、石薬師門、清和院門、寺町門）を固めた。そうした中で、中川宮、松平容保、稲葉正邦、米沢藩主上杉斉憲、岡山藩主池田茂政らで事態收拾の朝議がなされた。まず長州藩の堺町門の警備を解き、藩兵を京都から引払わせることを議決し、その上で鷹司関白を参内させ、上記の処分を伝えた。なお鳥取藩主池田慶徳は病中であつたことと、前夜、藩の内訌・殺傷事件があつたことにより、参内が4時過ぎとなり、また徳島藩世子蜂須賀茂韶は、参内前に鷹司邸に立ち寄つたため、鷹司邸に集まつた長州藩兵に遮られ、参内が3時過ぎとなった。

鷹司関白が参内したのが、11時頃であるが、この時までには三条実美をはじめ処分をうけた公家や、真木和泉そして長州藩兵などが鷹司邸に集まつた。丸太町通から少し北に入った所に、当時の堺町門があつた。門を入るとすぐ東側に鷹司邸の通用門があり、そのすぐ北に表門がある。道をはさんで西側が九条家の邸宅である。堺町門を真っ直ぐ北に進むと、禁裏御所である。

薩摩藩兵30人が、参内する近衛父子の護衛のお供についた。二本松屋敷に待機していた、残りの兵120ほどが、今出川通に面した近衛邸の裏門から近衛屋敷に入り、さらに表通用門から御所内に入り、公家門（禁裏御所の宜秋門）脇で待機した⁸⁶⁾。朝5時過ぎ、姉小路公知暗殺事件の嫌疑をうけて、5月29日以来、乾門の警備を解かれていた薩摩藩に、乾門警備へ復帰するようにと朝命があり、ついで長州藩にかわつて、堺町門を守衛するやうにとの朝命があつた。こうして、これまで堺町門の警備に当たつていた長州藩兵に退去をせまる薩摩藩兵と、唐突な朝命を信じない長州藩兵とが、堺町門の内側でらみ合う状況となつたのである。

これを知つた長州藩兵約400人が駆け付けたが、堺町門が閉ざされて入ることが出来ず、鷹司邸の裏門から、鷹司邸屋敷に入った。また清末藩兵約50人、岩国藩兵約400人も同様に鷹

司邸屋敷に入った。鷹司屋敷は藩兵で溢れ、激昂した長州藩兵の一部が、屋敷から堺町門内に出、薩摩藩兵および応援に来た会津藩兵と対峙する形となった。

このような状況は、宮中の鷹司閔白にも伝えられた。閔白は、長州藩兵は3万人もいるから、これを激させては不測の事態ともなりかねないと言い、朝議を覆そうとした。また遅れて参内した、池田慶徳と蜂須賀茂韶それに上杉斉憲の諸侯が「先後の身構え」を心掛けてのことか「長州へ少々荷担」し、長州藩の堺町門の警衛を免ずるのはよろしくないなどと申立てたが、朝議は変わらなかった⁸⁷⁾。

ようやく夕刻に、柳原前光が勅使となって鷹司邸に出向き、邸にいた三条らに勅命に従うよう命じ、益田弾正には長州藩兵を引取らせるよう命じた。また堺町門の警備は、長州藩と対峙していた薩摩藩にかわって、淀藩が警衛にあたることに変更したため、長州藩も引き下がった。

三条実美らの攘夷強硬論の公家、真木和泉、長州藩兵は、鷹司邸から引上げ、洛東の妙法院に移った。清末、岩国、長州の三藩兵およそ2,600人が、彼等に前後して妙法院に従った。妙法院に集まったのは、三条実美、三条西季知、豊岡随資、滋野井実在、東園基敬、東久世通禧、四条隆譚、錦小路頼徳、壬生基修、烏丸光徳、沢宣嘉（以上公家）そして益田弾正、久坂玄瑞、佐々木男也（以上長州藩士）、真木和泉、土方楠左衛門、宮部鼎蔵、美玉三平、洲上郁太郎および毛利元純、吉川経幹らである。

妙法院で善後策について会議が開かれた。ここで真木和泉は、河内の金剛山か摂津の摩耶山で義兵を挙げることを主張したが、長州藩士が諸卿とともに藩地長州に帰ることを説き、その説得に従って、19日、三条、三条西、東久世、壬生、四条、錦小路、沢の七卿が長州藩兵とともに西下して行った。なお真木、土方、宮部が同行し、豊岡、滋野井、東園、烏丸の四卿は京都の自宅に引取った。以上が、8月18日政変の顛末である。

ここで政変における、諸藩・諸侯の動向を、まとめて確認して置こう。政変の朝の朝議に、最初に加わったのが、会津藩主松平容保と淀藩主稲葉正邦であった。ついで在京諸侯が招集され、土佐藩・山内兵之助（容堂弟）が藩兵を率いて最も早く参内し、ついで米沢藩主上杉斉憲、岡山藩主池田茂政、大洲藩主加藤泰秋、鳥取支藩主池田仲建、大溝藩主分部光定、新谷藩主加藤泰令が参内した。徳島藩世子蜂須賀茂韶は午後3時過ぎ、鳥取藩主池田慶徳は4時過ぎの参内である。

次に、政変の際に各門を固めるために出兵した主な藩と、その人数を一覧にしてあげておこう。藩名に*印が付いているのは、藩主または世子などの、藩の最高責任者及びそれに準ずる者が在京していた藩である。これらの藩兵を出兵するにあたっては、藩の責任者の判断で、行われたものであったと理解するべきであろう。また*印のない藩の場合でも、それぞれの藩で、自主的に判断して、政変に協力したものであると思われる⁸⁸⁾。

文久3年8月政変と薩摩藩（佐々木）

政変で処分を受けた公家

人名	役職	処分内容
三条実美	議奏	官位剥奪
三条西季知	国事寄人	官位剥奪
壬生基修	国事寄人	官位剥奪
四条隆謨	国事寄人	官位剥奪
錦小路頼徳	国事寄人	官位剥奪
沢宣嘉	国事寄人	官位剥奪
東久世通禧	国事参政	官位剥奪
.....		
豊岡随資	国事参政	差し控え
烏丸光徳	国事参政	差し控え
萬里小路博房	国事参政	差し控え
滋野井実在	国事寄人	差し控え
東園基敬	国事寄人	差し控え
橋本実梁	国事御用掛	差し控え
.....		
広幡忠礼	議奏	他人面会禁
徳大寺実則	議奏	他人面会禁
長谷信篤	議奏	他人面会禁

政変の際、各門警備に出兵した藩と人数

*会津	1,888	*丸亀	208	*大溝	66
*徳島	523	*大洲	193	*平戸新田	51
*岡山	523	*土佐	193	出石	50
*鳥取	468	*鳥取（鹿奴）	157	栢原	48
*米沢	468	薩摩	150	小野	36
*淀	468	岡	112	富山	24
*熊本	304	松江	91	盛岡	18
*金沢	269	*久留米	85	大聖寺	17
*水戸	241	津	70	広島	16

長州藩と支藩である岩国、清末両藩を除けば、京都に在留していた諸藩のほとんどが政変を支持する側にたっていたのである。このような諸藩の意思決定は、結果論的なものではなく、おそらくある程度予測できたものだったのではなかろうか。

多くの藩兵をともなって藩主（ないし世子）が京都に滞在していた、徳島、岡山、鳥取、米沢の有力藩が、親征行幸問題（小倉藩処分問題を含む）をめぐって、三条実美、真木和泉、長州藩士などの攘夷強硬派と対立したことは、先にみてきたごとくである。8月11日に、会津藩松平容保が鳥取藩池田慶徳に、中川宮の小倉派遣問題について、真相を尋ねてきたのは、単に池田慶徳から情報を得たいためだけでなく、鳥取藩・池田慶徳の意見と攘夷強硬派にたいする慶徳の姿勢を、確認したいと思ったからではなかろうか。

この時点では、容保はまだ政変の計画を知らない。容保の行動は、京都守護職という立場上、諸勢力の政治的対立が、深刻な紛争にまでいたることを心配してのことだったと思う。その結果、容保は12日に、慶徳から詳しく話を聞き、あわせて上杉、池田、蜂須賀の同志諸侯の意向も、慶徳を通じて確認できたのである。薩摩藩士高崎左太郎が会津藩に政変の計画を相談したのが、13日である。絶妙なタイミングだったというべきか。

13日、容保は政変計画に、ほとんど即座に同意した。容保が決断できたのは、池田慶徳らの有力諸侯・藩の意志・姿勢を確認できていたからである。彼等有力諸侯の協力が得られると判断したから、容保は政変計画に乗ったのである。池田慶徳ら四侯以外の藩・大名にかんしては、京都守護職下の情報収集網によって、それぞれの立場を把握していたとも考えられる。

中川宮が政変を決意したのも、同じような理由からであろう。15日に高崎が中川宮邸に行き、具体的に政変の計画を説明した、その話のなかでは、有力諸侯・藩の協力が得られるであ

ろうことを、容保がすでに把握していると、告げたに違いない。薩摩藩と会津藩だけで政変を執行するなどといっても、誰も信じないだろう。その意味でも、最初に政変を計画したのは薩摩藩であるが、その計画を支持した、松平容保と会津藩の意思決定は、この政変にとって決定的な意味をもつものであったし、また鳥取、岡山、徳島、米沢の有力諸侯・藩の協力は、この政変を成功にみちびくためには、欠くべからざる、重要な戦力であったといわねばならないだろう。

以上のような、会津藩を含めての、有力諸侯・藩のバックアップ体制が構築されていることを確認して、中川宮は政変の執行を決意した。中川宮の仕事は、孝明天皇を説得することと、朝廷内の同志を組織して、政変断行のための環境を整備することである。17日夜、中川宮、二条斉敬、近衛忠熙が、急遽参内し天皇に面会した。そして政変を執行するための朝廷内の合意形勢がなされ、朝廷外の支援態勢も整ったことを告げて、最終的に天皇に決断することを要求したのであった。かくて天皇は、政変の執行を命じたのである。村山斉助が心配したような流血や長州藩の反撃はなかった。この時の長州藩の判断は、武力を行使して対決しても、諸侯の支持がえられないとの状況認識であったと思われる。8月29日、長州藩主毛利慶親にたいして沙汰があった。毛利慶親父子の上京を止め、藩士が九門内に出入りすることを禁じ、長州藩京都藩邸には、吏員一兩人を残す外、ことごとく帰藩すべしとするものであった。こうして攘夷強硬派勢力は京都から一掃されたのである。

6 おわりに —— 薩摩藩・久光の決断とその背景 ——

政変は、村山斉助が大久保利通に送った手紙に「京師之模様意外の形勢ニ而」と記したように、大混乱や流血事件とならずに済んだ。しかしこれはあくまでも結果論で、村山がこの手紙を書いていた8月22日の時点では、まだ長州藩兵の「大挙しての上京」が心配され、それゆえに村山は、久光が一日も早く上京するよう、早打ち便で大久保に訴えていたのであった。

久光が兵を率いて上京する意志があることは、村山が鹿児島を発つ時に知らされていた⁸⁹⁾。しかし何時、鹿児島を出発するのか、ということに関しては不確定であった。ただし政変に間に合うように、すなわち、久光の上京をまって政変を執行しようとしていたのではなかったことはたしかである。あるいは政変のための戦力として、久光以外の人物（たとえば久光の次男・島津久治など）が率兵上京することも計画されてはいなかった。

また村山が8月9日付けの手紙で、大久保と中山に、藩兵を少しでも多く派遣されたいと要望したことにたいしても、それに答える動きを鹿児島では見せていない。政変と政変後の対策（たとえば長州藩の反撃など）のために、軍事力を動員することを考えていたとすれば、途中まで藩兵を派遣して、待機させておくことも出来ないわけではなかったであろう。しかしそのよう

な動きはみせなかった。あくまでも推測であるが、この薩摩藩首脳部の態度は、政変に直接関係するような出兵はしないという意志だったように思える。

では、久光が村山に伝えた、率兵上京の意志は、どのようなことだったのだろう。つぎにこの点について考えてみたい。まず久光が上京する旨を発表した、藩内への布達を見ておこう。そしてこの布達は、8月13日の日付であり、政変の前になされたものであったことに注意しておきたい⁹⁰。

三郎様御儀被遊御上京候様被為蒙勅命候処、今般英夷掃攘ニ付テハ不容易御国難ニテ、夫形御上京被遊カタク御時宜合候間、一応島津図書殿為御名代、上京被仰付置候へ共何分皇国御大事之御時節、御直御上京御奉命不被為在候テハ、不被為濟御儀ト被思召候、然処、松平春岳様、細川越中守（慶順）様、松平美濃守（黒田斉溥）様、有馬中務大輔（慶頼）様等ヨリ追々御使者ヲ以、御相談被仰進候趣有之、御国内之儀深御配慮之御事ニテハ候得共旁機会御到来ニテ、軽重御斟酌之上、来月中旬御発駕御上京可被遊御決定之段被仰出候、此旨向々へ不洩様可致通達候

但、御日限之儀ハ追テ可申渡候間、諸手当向々へ可申渡候

八月十三日

大蔵（島津久徴）

島津久光（三郎）が、約一月先の9月中旬に上京することを、藩内に布達したものである。8月13日は、京都では高崎左太郎が会津藩と近衛に、政変の計画を告げた日であるが、そのことこの布達は、無関係になされている。また鹿児島では、政変が何日に行われるのか知り得なかった（何日ごろ決行せよというような指示もなかったと思う）から、政変の前とか後とか、政変の日程とはほとんど関係なく、布達されている。

あえて極端な言い方をすれば、政変が成功するか、失敗に終わるか、成否に関係なく、ここで久光の上京が宣言されているのである。おそらく成功すると見込んでのことであろうが、失敗する事は有り得る。失敗した場合の、京都の状況はどのようになるのか、様々な条件が絡み合うので、簡単には想定できない。しかし久光の上京が不可能となることはない。それはつぎのような理由からである。

政変の際に、その準備過程を含めて、京都の薩摩藩士で政変に直接かかわったのは高崎左太郎、奈良原幸五郎、上田郡六、井上弥八郎（石見）の四人だけだったようである。鹿児島に帰ったままであった京都留守居本田弥右衛門（親雄）に代わって、京都留守居代となっていた内田仲之助（政風）は、政変の計画を知ってはいたであろうが、自分で動いた形跡がない。

吉井仲介（友実）は誠忠組同志で大久保利通と信頼関係の厚い人物であるが、政変については何一つ知らされていなかった。吉井は7月末まで京都に滞在していて8月3日に江戸に入っ

ているが、8月24日付けの大久保にあてた手紙で「京師も何やら変事有之たる哉ニ御座候」と述べるように、江戸の薩摩藩邸の人間も、政変に関しては、事前に知ることはなかったのである⁹¹⁾。

政変の計画は、京都薩摩藩邸のごく一部の人間によって進められていたのである。したがって政変が失敗した場合、高崎、奈良原、上田、井上の四人が、責任を取ることになる。彼等は糾問されても、久光の命令であったとは決して言わないだろう。最悪の場合は、禁門の変の責任を負って切腹した、長州藩三家老のケースとなって、一件落着となるだろう。薩摩藩の対応としては、彼等四人が勝手に、独断で計画したものであると申し開きをするのである。まずその役目をするのが、留守居代内田仲之助である。

その後で久光の上京となる。久光は島津家家臣の不明、監督不行き届きを詫びることになるだろう。久光にも、そして勿論、藩主忠義にも責任は及ばない。藩主の黒印状を持って上京した、禁門の変の長州藩とは違うのである。とはいえ京都に久光の居場所はなく、早々に帰国することになるにちがいない。この春3月には、久光は4泊の京都滞在で帰国したが、この場合はもっと早くなるかもしれない。大名の上洛であれば、そうはいかないであろうが、しかし藩主でない久光は、格式や慣例に、縛られたりこだわったりすることから自由であり、身軽なのである。

政変の日取りが大幅に遅れ、その報告が届く前に久光が出発し、かつ政変が失敗した場合を想定してみたが、おそらくこの程度のことは、久光とその周辺で、十分に検討されたことであろう。また布告から出発までに、一か月の期間を設けたのは、率兵上京の場合は、普通その程度の準備期間が必要であることと、その頃までには、政変の報告があると踏んでいたからであろう。準備期間にかんしていえば、総勢1萬をこえる大人数であったこと、通常の行程（熊本-小倉-下関（乗船）-兵庫・大坂）ではなく、熊本-阿蘇-佐賀関（乗船）-兵庫の新しいルートで、しかも幕府と越前藩等からの蒸気船借用の手配を必要としたことなどが、準備の日時を要した原因である。村山斉助の京都到着が2・3日遅れても、18日の政変となったのであるから、久光ら鹿児島首脳部の読みは、どんなに遅くなくても、8月末から9月初めには結果がわかると、いうものであったに違いない。政変が失敗に終わった場合、上京するのは具合が悪いと判断すれば、取りやめることも可能だったのである。

現実には18日政変の詳細は、20日に京都を発って29日に鹿児島についた奈良原幸五郎によってもたらされた。久光が鹿児島を出発したのは、9月12日で、京都到着が10月3日であった。奈良原から政変成功の報告をうけてから、2週間近くも久光は出発しなかったのである。この間、京都の村山斉助から、寸刻も早く久光の上京を、萬一出発が延引するような場合は「図書（島津久治）殿ニ而も大人数御引纏、火急御上京」を望むとする、大久保利通にあてた早打ちの手紙がとどいていた筈である⁹²⁾。しかし久光はすぐには動こうとしなかった。これ

はどのように考えるべきなのだろう。

すくなくとも、藩首脳部は政変の報告を受け次第、一部の藩兵だけでも派遣するという考えは、なかったことを示していると言えるのではなかろうか。この久光の率兵上京は、小銃隊12隊、大砲隊2隊を加え、総人数1万5千といわれている。しかも豊後佐賀関から海路で上京した⁹³⁾。これだけの人数を運ぶ船の手配だけでも大変な準備を要する。簡単に予定を変更することなどできない規模の、率兵上京であった。このように考えると、久光と藩首脳部は、最初から、京都の状況の変動にかかわりなく、9月中旬に上京するつもりであったと見るべきであるように思う。

ではなぜ上京するのか。これは政変を決断したこととも関連するので、以下この点について詳しく検討することにした。まず久光上京の布達を振り返ることから始めたい。久光（三郎）は勅命を請けて上京するという。その勅命は、5月29日のもので、7月9日に出され、三条実美らによって取消されたものではない。あくまでも正規の勅命に従って上京するものであることが述べられている。ただしこの勅命には、薩英戦争の「国難」があったため、久光は応じて上京できず、名代として一門の島津図書（久治）を、取りあえず上京させるつもりでいたと言う。

しかし「皇国御大事之御時節」であるから、やはり久光自身が上京すべきであると考えていた所、松平春岳（福井藩）、細川慶順（熊本藩）、黒田斉溥（福岡藩）、有馬慶頼（久留米藩）の諸侯から、鹿児島に相談の使いが派遣された。その結果「機会御到来」と判断して、上京することを「決定」したと述べられている。諸侯からの相談の内容については一切ふれないが、「皇国」の「大事」にかんすることであることを、言外に伝えている。なぜなら「皇国」の「大事」の節は、久光（あるいは藩主主義）が、兵を率いて上京することが藩是として定められていたからである⁹⁴⁾。

その藩是とは「天朝に忠勤、事変の際率兵上京」であり、これは島津斉彬の遺志に基づいたものであった。5月29日の勅命がありながら、ただちに應じて上京しなかったのは、その時は「事変」や「皇国」の「大事」であると認識しなかったからであり、今回ここで久光が率兵上京を決断したのは、京都の政局と朝廷の状況が「事変」に直面していると判断したからである。「事変」とは、もちろん8月18日の政変ではない。天皇の意志が無視されるような、攘夷強硬派に支配されている朝廷の状況を言っているのである。それが「皇国御大事」なのである。そのように認識した結果、率兵上京の「機会御到来」と判断したものであった。

久光が率兵上京を決断するにいたった、もう一つの背景が、諸侯から相談の使者が派遣されたことであったのは、上京の布達で述べられているとおりである。福岡、久留米の両藩使者が、何日に来鹿したかはっきりしないが、熊本藩の家老黒田山城の鹿児島入りは8月10日で、越前福井藩の使者家老岡部豊後、酒井十之丞、三岡八郎が鹿児島を訪問したのは、8月10日過

ぎである⁹⁵⁾。三人の福井藩士が松平春岳から命じられたのは、朝廷を攘夷強硬派の手から取り戻すために、有志諸侯が同時に上京する、その相談であり、久光はその相談に応じたのであった。次に引用する、久光から春岳あての手紙で、そのことがわかる⁹⁶⁾。

御別啓辱拝誦仕候、方今不容易形勢と相成、皇京之御難題差見得居御苦心之余り、御家老を以態々遠国迄被仰越候趣逐一致承知候、至当之御儀更ニ異論無御座候、扨当春大樹公御上洛之節、愚拙ニも上京仕候得共、実以暫時之事、且尊公にも御不快中御面談も不申上、至今遺憾無限御座候処、今般御使者被差下、預御相談候儀、扨躍之至ニ御座候、目前之国難も有之候得共、皇国之御為、東西一時ニ上京、抛身命周旋仕度含ニ御座候、尚細事御家臣へ申述置候間、御聞取被下度奉存候、書余は奉期拝眉之時候、恐惶敬白

八月十四日

島津三郎

松 春岳様

久光は「皇国之御為、東西一時ニ上京」し身命をなげうち周旋する覚悟であることを、春岳に伝えていたのである。福井藩の使者は、鹿児島の前に、熊本藩に相談していた。熊本藩の長岡良之助（細川護美）と藩主細川慶順の連名で、春岳にあてた8月7日付の手紙には「薩筑を初、近隣之諸大名存意之趣等、御懇篤之預貴教、不計も御覚悟筋ニ致暗合、大慶仕候而已ならず、甚以心強奉依頼候条、出京之上ハ猶更無御腹蔵御指図被下度、幾重ニも奉願候」と記され、熊本藩も春岳の提案に賛同し、上京尽力することを約束していたのであった⁹⁷⁾。

薩筑（薩摩、福岡、久留米）の他、「近隣之諸大名」がどの藩をさすのか不明であるが、久光上京の布達と久光、細川慶順の手紙で明らかのように、薩摩、熊本、福岡、久留米の九州4藩は、福井藩春岳と協力し、上京することを約束していたのである。

福井藩の使者が福井を出発したのは、7月5日のことであった⁹⁸⁾。使者を差し向ける旨と相談の内容は、当然春岳から前もって、熊本・薩摩両藩に達せられたに違いない。その報は、遅くとも7月中には、鹿児島に届いていたと思われる。久光と薩摩藩首脳部が政変の決行を決断し、村山斉助に言い含めて、鹿児島を出発させたのが8月初頭であるから、決断の背景の一つには、春岳からの、上京の意志をつたえる報があったと考えたい。

春岳と久光との、年来の関係から考えて、春岳の希望は、久光の上京が第一であったであろう。久光を引き出すためにも、熊本、久留米、福岡の諸侯の協力が必要だったのである。これはまったくの推測であるけれども、久光は、春岳からの連絡を請けて、熊本、久留米、福岡の諸藩に相談の使いを派遣していたのではなからうか。これらの3藩が、久光の意志を確認しないで、春岳の提案に乗ってゆくとは考えにくい。

熊本藩の家老黒田山城が8月10日に来鹿したのは、ここで初めて上京について相談したの

ではなく、最終的な意志確認と細部の打ち合わせのためであったと考えたい。薩摩、熊本、久留米、福岡の4藩は、7月下旬ころから、お互いに連絡を取り合っていたと推測される。すくなくとも熊本藩と薩摩藩は、8月初までに、出兵についても話し合いが持たれていたことが、8月9日に、村山斉助から大久保利通に送った手紙から読取れる⁹⁹⁾。

久光が、熊本藩に政変の計画を打ち明けていたかどうかについては確証がない。しかし熊本藩はもとより、久留米、福岡の両藩にも、上京と協力の意志があることは、7月末から8月初頭の間、確認できていたように見える。久光と薩摩藩首脳部が、政変を決断した背景には、これらの藩の動向を把握できていたことがあったように思える。ようするに薩摩藩が政変を決断できたのは、福井、熊本、久留米、福岡の諸藩が、直接政変にかかわらなくとも、政変後の京都政局で、薩摩藩をバックアップすることが約束されていたからであったと考えたい¹⁰⁰⁾。

薩摩藩が政変に踏み切った背景には、長州藩の状況を読取ったことがある。7月下旬に長州藩から秋良敦之助と坂上忠介が使者として派遣され、薩摩藩に援兵の派遣を懇願している。これに対して薩摩藩は7月23日に、大久保一蔵と島津主殿の連名で、薩英戦争の後であり、何時イギリスの侵攻があるかも知れないからという理由で、援兵の派遣を断っている。また鹿児島に来るまえに、長州藩使者は、熊本藩にも援兵の派遣を頼み、断られていた¹⁰¹⁾。長州藩が薩摩・熊本両藩に援軍を要請せざるをえなかったのは、藝州藩をはじめとして周辺諸藩の協力を得られなかったからである。薩摩藩はそのような、孤立している長州藩の状況を読取った。また、長州藩が、政変を知っても、すぐには藩を挙げて京都に進軍することは、困難な状況であることも知ったのである。

こうして薩摩藩首脳部は、政変の決行を決断し、八月初めに村山斉助を京都に送った。その当初は、政変後の対策のため、あるいは長州藩の反撃に備えるため、藩兵を派遣することも考えていたようである。しかしくりかえすが藩兵を上京させ、その武力を背景にして政変を決行しようとしたものではなかった。この点は、慶応3年12月9日の王政復古の政変とは決定的に異なる。この政変は、京都の薩摩藩士が、政変の発端を作り出したが、王政復古の際のように、薩摩藩が政変の主役となったのではない。なくてはならない存在ではあったが、あくまでも陰の主役というべきであろう。

政変後の11月中旬の発言であるが、孝明天皇は「十八日之一件、実以会藩忠働深感悦候事」と、政変における会津藩の働きを特別に評価していた¹⁰²⁾。薩摩藩の役割については、恐らく近衛忠熙から伝えられていたであろうけれど、薩摩藩の政変時の出兵は、わずか150人であったから、表面的には目立つものではなかった。政変と薩摩藩とのかかわりが、広く一般に知られるようになるのは、かなりの時間を要したのではなからうか。

ともあれ、薩摩藩首脳部は政変を指示したが、首脳部自身、何日に決行されるのかわからない。日時までは指示できないのである。どんなに早くても、10日過ぎであることだけはわか

る。鹿児島を発つ村山齊助には、早い機会に藩兵を上京させ、久光も上京すると言い含めたが、首脳部の本心は、政変の結果がわかり次第、出兵するか否かを決定する、というものではなかったであろうか。出兵して、失敗した場合は、あまりにもリスクが大きすぎる。また失敗した場合は、京都の長州藩勢力は、そのまま維持されるわけであるから、そのような状態の京都に、兵を派遣してもあまり意味がない。

やはり出兵となる場合は、この時点では久光の率兵上京で、それは政変が成功した場合であろう。当初はそのように予定していたであろう。しかしこの予定は変更された。それは福井藩松平春岳から使者が派遣され、その結果、薩摩、熊本、久留米、福岡の九州有力藩・諸侯の上京が合意となったからである。福井藩春岳と打ち合わせ「東西一時ニ上京」である。この計画が最終的に決定となったのが、8月10日の熊本藩家老黒田山城の来鹿の際である。

そして8月13日の、久光上京の布達となった。この時点では、政変が成功するか否かは、久光の上京を左右する条件では無くなっている。先にも述べたように、失敗した場合は、京都の薩摩藩士の一部の独断であったとすればよい。最も重要なことは、意を同じくする雄藩諸侯が「一時ニ上京」することなのである。長州藩勢力が京都に居ても構わない。雄藩諸侯の合同によって、京都の政局は、久光の望む方向に、流れを変えることができるであろう。そのように久光と薩摩藩首脳部は判断したのである。そして政変がまだ行われてもいない13日に、上京を正式に、藩内に布達したのであった。

幸いにも政変は成功した。長州藩の反撃は考えられるけれど、率兵上京を急ぐことはない。有志諸侯の「東西一時」の上京を実現することが大事なのである。十分な体制を整えて、久光は9月12日、鹿児島を出発した。小銃隊12隊、大砲隊12隊、総員1萬5千といわれた率兵上京であった（ただしこの数にかんしては検討の余地がある¹⁰³⁾）。久光の入京は10月3日。

熊本藩主の子・長岡護久・長岡護美（良之助）の兄弟が、藩主の名代として入京したのが9月28日、福岡藩世子黒田慶賛は10月19日、松平春岳の入京は10月18日であった。久光と連絡をとっていた宇和島藩伊達宗城は、少し遅れて11月3日に京都に到着している¹⁰⁴⁾。長州藩の反撃は、ついに行われることがなかった。

註

- 1) 原口清「文久三年八月十八日政変に関する一考察」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』吉川弘文館、1992)。芳即正「文久三年八月十八日の政変と島津久光」(『明治維新史学会会報』39, 2001年10月)。
- 2) 公武合体あるいは公武一和という発想は古くからあるが、それは公(朝廷)と武(幕府)の合体・一和(協調)を意味するものであり、ここでは大名(藩)は配慮の外に置かれていた。しかし幕末の政治的スローガンとして登場した「公」と「武」は、公=天皇・朝廷と武=将軍・幕府

および大名（諸侯）・藩であり、「公武合体」といえば、朝・幕・藩の三者が一体となった体制、すなわち挙国一致体制を構築するための、国家・体制構想として考えられたものである。カッコに入れて「公武合体」と記述するのは、幕末の国家的危機の中で登場した、固有の意味が込められたものであることを示すためである。

- 3) 佐々木克「〈公武合体〉をめぐる朝幕藩関係」（田中彰編『日本の近世 18 近代国家への志向』中央公論社、1994年）でこの点に関して、すこし詳しく述べておいた。
- 4) 「破約攘夷」や、いわゆる「尊攘派」の運動に関しては、佐々木克「攘夷と国是の位相」（古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年）で私見を述べておいたので参照されたい。
- 5) 『続再夢紀事』日本史籍協会叢書・復刻、東大出版会、1 - 419頁。
- 6) 『鹿兒島県史料 玉里島津家史料』1993年、2 - 213頁。
- 7) 『徳川慶喜公伝』東洋文庫、平凡社、1967年、2 - 178頁。
- 8) 『玉里島津家史料』（註6）214頁。
- 9) 『維新史』文部省維新史料編纂事務局、1941年、3 - 406頁。なお以後『維新史』からの引用等の場合は註記を省略する。出典などを示していない場合は『維新史』を典拠としていることをお断りしておく。
- 10) 『玉里島津家史料』（註6）史料番号 No. 564。以下 No. 表記は史料番号を示す。
- 11) 『玉里島津家史料』（註6）285頁。
- 12) 『玉里島津家史料』（註6）287頁。
- 13) 『玉里島津家史料』（註6）No. 571。傍線は引用者のもの。以下同じ。
- 14) 『徳川慶喜公伝』（註7）206頁。なお宇和島前藩主伊達宗城も「主上之思召も微官公家浪人徒之為に難被仰出とハ時乎時乎」と述べている。『伊達宗城在京日記』日本史籍協会叢書・復刻、東大出版会、183頁。
- 15) 『玉里島津家史料』（註6）317頁。
- 16) 『維新史』（註9）3 - 343頁。
- 17) 『大久保利通文書』日本史籍協会叢書、1 - 173頁。
- 18) 『玉里島津家史料』（註6）No. 603, 604, 605。
- 19) 『玉里島津家史料』（註6）271頁。
- 20) 『真木和泉守遺文』復刻、1974年、23頁。「五事献策」の中の「移蹕浪華事」を、大坂への遷都を先駆的に主張したものと理解（たとえば文部省『維新史』5 - 429頁）があり、かつて私もそのように解釈していた（拙稿「東京遷都の政治過程」『人文学報』66号、京都大学、1990年）。しかしこの時、真木が遷都までを意識していたかどうか、疑問であるように思う。旧説を訂正しておきたい。また「収土地人民之權事」すなわち畿内五ヶ国を朝廷の直轄地とする意見をもって「討幕」を構想したものとする俗説があるが、それが誤りであることは原口清が掲掲（註1）論文で論証している。
- 21) 『玉里島津家史料』（註6）355頁。
- 22) 『玉里島津家史料』（註6）357頁。
- 23) 『玉里島津家史料』（註6）358頁。
- 24) 『続再夢紀事』（註5）2 - 74頁。福井藩士村田巳三郎（氏寿）が12日朝に在京薩摩藩士吉井仲介（友実）を訪問したところ、吉井は「今度朝廷より三郎（島津久光）を召さるゝ事となり、本日奈良原孝五郎（繁）、税所容助（篤）鹿兒島に出発せり、此兩人本月二十日或ハ二十一日頃

着すへけれハ、三郎の治装を凡そ十日間と見積り、来月五日或ハ六日頃にハ入京すへし」と述べたという。

- 25) 『玉里島津家史料』(註6) No. 623。
- 26) 佐々木克「安政末・萬延期における薩摩藩の政治運動」(科学研究費補助金研究成果報告『明治維新时期薩摩藩の政治動向をめぐる総合的研究』2002年3月)において、薩摩藩の藩是が成立する過程を明らかにしたが、ここでごく手短かに説明しておく。安政6(1859)年9月、大久保利通と岩下佐次右衛門(方平)をリーダーとする、いわゆる薩摩藩誠忠組は、水戸藩士と謀って、江戸では大老伊井直弼を襲撃し、斬奸の趣旨を天皇に奏達するとともに、薩摩藩は上京して禁裡の守衛にあたるため、脱藩=「突出」することを計画した。この計画を知った藩主島津茂久は「萬一事変到来之節ハ、第一順聖院様(島津斉彬)御深意ヲ貫キ、以テ国家奉護、天朝ニ可拙忠勤心得ニ候、各有志之面々深相心得、国家之柱石ニ相立、我之不肖ヲ輔、不汚国名忠誠ヲ尽呉候様、偏ニ頼存候」とする論書を、11月5日に誠忠組に与え、突出計画を思いとどまらせた。忠義の論書は、父久光の配慮によって出されたものである。翌年2月21日、江戸の誠忠組同志・田中直之進が鹿児島に到着し、江戸で井伊直弼襲撃計画が具体化し、3月20日前後には決行する運びとなっていることを伝え、水戸藩の同志が、薩摩藩兵の上京を頼りにしていることを告げた。ここで誠忠組は斉彬の遺志を継承し、水戸藩との結合の信義に背かないためにも、いまずぐ出兵上京すべきであることを藩庁に建言した。これをめぐって連日、久光と誠忠組、藩庁首脳と誠忠組の交渉がなされた結果、26日にいたり、即時の出兵は自重し、江戸からの報をまつ、しかし「変事」が起こったと判断した場合は、すぐに藩兵を上京させることを藩庁が正式に約束した。論書は誠忠組と忠義・久光との私的約束の面が強いが、この藩庁からの回答・約束は、藩としての正式な意思表示である。こうして斉彬の遺志と茂久の論書の精神をふまえて「天朝に忠勤、事変の際率兵上京」が藩是として確定した。
- 27) 孝明天皇は文久2年5月に、廷臣にしめした「思召書」で、幕府が10年以内に破約攘夷を実行しなければ「朕実ニ断然トシテ神武天皇神功皇后ノ遺蹤ニ即トリ公卿百官ト天下ノ牧伯ヲ師キテ親征セントス」と述べていた。宮内庁蔵版『孝明天皇紀』吉川弘文館、3-892頁。
- 28) 『鹿児島県史料 忠義公史料』1976年、3の史料番号No. 72。
- 29) 天皇は逆鱗して、以下の勅諭を下した「毎々朕か申出候議を押返候儀、必竟論言如汗と申て、一度出て容易に不可返者なるを、右等(三条等)毎度違却に及び候と申は、其方共不行届と申者也、以之外なる儀に候、若此以後たやすく勅を返すに於ては、朕に於ても位をすへる間、関白並其方共も辞職辞表致候覚可有之候、其段承知歟、左有は此度申旨に可任候」。自分も退位するから関白や三条実美らも辞職・辞表を出せといていた。北原雅長『七年史』復刻、1972年、上の癸亥記三。『孝明天皇紀』(註27) 4-746頁。
- 30) 『孝明天皇紀』(註27) 4-745頁。
- 31) 先に引用した奈良原幸五郎の手紙(註28)に、「爰元変改之形勢」は村山斉助が「着ニて御聞取被下候筈」とあることから、村山斉助が京都から鹿児島に運んだことがわかる。このような重要な内容のものであるから、飛脚便ではありえない。しかも至急を要するものであるから、当日か翌日には出発したことであろう。
- 32) 『忠義公史料』(註28) 3 No. 73。
- 33) 『統再夢紀事』(註5) 2-78頁。
- 34) 「三郎(久光)殿御召ハ長州様尤御不平ニて種々周旋有之」とあるように、在京長州藩士による、久光の上京を阻止する動きがあったことが知られる。『改訂肥後藩国事史料』4-83頁。

- 35) 『孝明天皇紀』(註27) 3 - 892 頁。
- 36) 『修訂防長回天史』復刻版, 柏書房, 1980年, 393 頁。
- 37) 『孝明天皇紀』(註27) 4 - 687, 688 頁。
- 38) 真木和泉は, 文久3年3月に, 三条実美に呈した意見書で次のように述べている。「……此節柄一和して, 攘夷被為遊候に無之候ては, 内地の虚実如何に奉存上候, 固より犬羊の夷狄には御座候へ共, 五国一同来寇仕候ては, 余程の禍難にも可有之, 内地虚にては不相成事故, 天下人心一致の儀緊要に付, 御一和の儀は是非共, 最初被為思召候通りに, 可有御座御事に奉存上候」『真木和泉守遺文』(註20) 36 頁。破約攘夷を実現するためには, 公武の「一和」すなわち「公武合体」が是非とも必要であり, 人心が一致することも, 欠くべからざる要件であると述べる。いわゆる「尊攘派の巨頭」と言われた真木和泉が「公武合体」を主張していたのであった。攘夷論および攘夷論者と「公武合体」論および「公武合体」論者を, 対立の面のみで語る事は間違いである。
- 39) 『真木和泉守遺文』(註20) 593 頁。
- 40) 「五事建策」は『真木和泉守遺文』(註20) 31 頁。なお6月17日の真木和泉の日記には「翠紅館に会, 桂, 清水, 佐々木, 寺島, 与余五人, 議大事, 置酒」と記されている。『真木和泉守遺文』593 頁。
- 41) 『岩倉公実記』皇后宮職蔵版, 上 - 754 頁。
- 42) 『修訂防長回天史』(註36) 429 頁。
- 43) 『修訂防長回天史』(註36) 462 頁。
- 44) 『真木和泉守遺文』(註20) 603 頁。
- 45) 『忠義公史料』(註28) 3 - 63 頁。
- 46) 『真木和泉守遺文』(註20) 604 頁。
- 47) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』鳥取県立博物館, 1988年, 2 - 435 頁。本書は以下『池田慶徳伝』と略記する。
- 48) 『池田慶徳伝』(註47) 440 頁。
- 49) 中川宮は鳥取藩士安達清一郎に次のように語ったという。「宮は昨夜(7日)西国鎮撫使の御請けありしも, 実は, 議奏三条中納言等の術策なるを看破し, 辞退の思召あり, 清一郎を召して, 前夕の事, 全く真の叡慮に出づるにはあらず, 真木和泉守等の建白による処なり, 然るを, 関白, 群議を排し兼ねて, こゝに及べるなれば, 内々動座せぬ様との密旨を下されたり……」『池田慶徳伝』(註47) 441 頁。
- 50) 『真木和泉守遺文』(註20) 605 頁。
- 51) 『孝明天皇紀』(註27) 4 - 775 頁。
- 52) 『孝明天皇紀』(註27) 4 - 777 頁。
- 53) 『池田慶徳伝』(註47) 443 ~ 5 頁。
- 54) 1853(嘉永6)年3月, 洪秀全が南京に入城し, ここを太平天国の都と定め, 清国の内乱(太平天国の乱)が深刻化・広域化するとともに, 日本の知識人は清国の状況を注視し, 内乱にたいする危機感を強めていった。1862(文久2)年の初夏に上海で, 身近に太平天国の乱に接した高杉晋作は「外乱ヨリ内乱ノ方可懼キト云心持ナリ」と述べている。『日本近代思想大系1 開国』岩波書店, 1991年, 229 頁。なお「内乱」は幕末政治史を分析する際のキ・ワードの一つである事を, 次の論文で述べておいた。佐々木克「戊辰戦争への道」『人文学報』83号, 京都大学人文科学研究所, 2000年。

- 55) 『池田慶徳伝』(註47) 446頁。
- 56) 『池田慶徳伝』(註47) 447頁。
- 57) 『池田慶徳伝』(註47) 451頁。
- 58) 『池田慶徳伝』(註47) 451頁。
- 59) 『池田慶徳伝』(註47) 452頁。
- 60) 『孝明天皇紀』(註27) 782頁。
- 61) 『池田慶徳伝』(註47) 441頁。
- 62) 『池田慶徳伝』(註47) 449頁。ここでは、官位については「朝憲」に従って処分されて然るべきであるが、「減祿」は寛大の処置でありたいと述べている。
- 63) 『池田慶徳伝』(註47) 454頁。
- 64) 『真木和泉守遺文』(註20) 605頁。
- 65) 『真木和泉守遺文』(註20) 605頁。8月に入ってから、真木は2日、6日、10日に三条実美と会い、烏丸光徳には1日、2日、9日、10日に会っている。6日に三条と会った際には「鎮西云々」について話し、10日に烏丸に会ったときは「説王(中川宮)之事」とあり、西国鎮撫使について話していることがわかる。当然、親征行幸についても相談していたであろう。
- 66) 『池田慶徳伝』(註47) 459～62頁。13日の模様は、460頁以下の、別紙書翰に記されている。
- 67) 『孝明天皇紀』(註27) 4-779～83頁。
- 68) 『孝明天皇紀』(註27) 4-776頁。
- 69) 『孝明天皇紀』(註27) 4-778～79頁。「是ハ真木之謀之由、昨夜タシカニ伝承仕候」と述べている。
- 70) 『真木和泉守遺文』(註20) 605頁。
- 71) 『真木和泉守遺文』(註20) 606頁。なお学習院は、弘化4(1847)年3月に、公家の教育機関として設立された学習所が出発点である。嘉永2(1849)年4月正式な名称が学習院となった。文久3(1863)年2月13日に、国事参政と国事寄人の両職が新しく設けられ、少壮公家尊攘強硬派が就任したが、同月20日に、草莽の者であっても、学習院に来て、時事について建言することが許され、以後、学習院は公家と大名・志士の交流の場、政治運動の場となっていった。場所は禁裡御所の日御門の、通りを隔てた東にあり、まさに禁裏御所に接する場で、親征行幸が画策されていたのである。
- 72) 『七年史』(註29) 上巻、癸亥記三。『京都守護職始末』東洋文庫、平凡社、1965年、1-190。会津藩兵は毎年8月に交替する。このとき帰国しようとした藩兵が引き返し、会津から交替のために上京してきた兵と一緒になったため、京都守護職配下の会津藩兵は通常の2倍の数となった。
- 73) 『忠義公史料』(註28) 2-768頁。
- 74) 『忠義公史料』(註28) 3-63頁。「薩ヲ離候得は、疑晴候様之気味ニ候間、此涯暫時之処、音信不通いたすべく候」と、中川宮が高崎左太郎に語っていた。
- 75) 『玉里島津家史料』(註6) 426頁。「奈良原幸五郎、高崎左太郎、上田郡六、井上弥八郎(石見)等申談シ、去ル十日頃より頻リニ諸藩之模様相伺候」とある。
- 76) 7月23日付の、久光に宛た近衛父子の書翰に「八月朔日頃、村山才助罷下り候由」とある。当時、京都から鹿児島までは、10日かかるとみているから、村山が京都を発ったのは21日と見てよい。『忠義公史料』2-754頁。また8月5日付の大久保・中山に宛た奈良原の手紙では「爰元改変之形勢、村山氏着ニて、御聞取被下候筈」とあり、村山が京都の「改変」すなわち、久光に状況を命じた勅が、三条らによって取消された事や、長州藩益田弾正らが、関白に攘夷親

- 征の実行を迫ったことなどを、久光や大久保に報告するために帰国したことが知られる。『忠義公史料』3-62頁。
- 77) 『忠義公史料』(註28) 2-761頁。「道中不順ニテ大ニ隙取、乍漸昨夜(8日)小倉着」とある。
- 78) 『忠義公史料』(註28) 2-761~2頁。村山齊助が久光から、いろいろな機密を言い含められていたことは「過日ハ齊輔(村山齊助)上京致、巨細ニ御伝言之趣承、深々悦申入候」と、8月22日付の近衛父子から久光に宛た書翰で察せられる。『忠義公史料』3-79頁。
- 79) 『玉里島津家史料』(註6) No.623。
- 80) 政変の報告記録は、『忠義公史料』(註28) 2のNo.533史料「堺町御門御警衛交代ノ始末(高崎、奈良原報告)と『玉里島津家史料』(註6) 2のNo.657史料「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」の二点があるが同文である。ただし芳即正(註1)論文によれば、『玉里島津家史料』が原本に基づいていると思われるとのことである。なお『忠義公史料』2のNo.546史料に「八月二十九日、奈良原幸五郎昼夜兼行下鹿兒、京師ノ情実親話筆記」とあり、政変直後に奈良原が京都を発って、鹿兒島に急行したことがわかる。『玉里島津家史料』の奈良原幸五郎覚書(No.657)が、何時どこで書かれたものかわからないが、急いで書かれたものであることは間違いないだろう。またこの覚書作成に、高崎左太郎が関与していたかどうか、この点も不明である。
- 81) 註73と同じ。
- 82) 16日早朝の天皇と中川宮の面会については『続再夢紀事』(註5) 225頁以下で、宮の談話として次のように記されている。「八月十六日早朝参内せしに、主上御目覚前故、特に御目覚を願ひければ、兼て御持痛在らせられ、御用場にて殊の外時刻を移させられ、凶らすも辰の刻はかりに及び、最早国事係参政など参内してけれハ、此日ハ其定策を奏上せし迄にて退出せり」。最終的に天皇の意志が確認された事は『忠義公史料』(註28) 2-777頁、史料No.534で明らかである。政変は、天皇の持病を配慮して、天皇が就寝するまえに宮、二条、近衛らが参内して、幕開けとなったのである。
- 83) 『孝明天皇紀』(註27) 4-792~6頁。
- 84) 18日に行われた政変のあらましは『七年史』と文部省『維新史』3巻による。
- 85) 『玉里島津家史料』(註6) 428頁。
- 86) 註85と同じ。
- 87) 註85と同じ。
- 88) 出兵した藩と人数は『七年史』に基づいているが、このほか新谷、膳所、水口、大垣、大和郡山の諸藩も、人数は不明であるが、出兵していたようである。なお9月23日に、政変の際の守衛尽力にたいして、諸藩の出兵人数に応じて「天賜金」が配られた。薩摩藩は150人(士分124、足軽26)で、金177両1歩と錢270文を受け取ったことが、内田仲之助から家老・小松帯刀に報告されている。またこの報告によると、諸藩全体で8,461人分の下賜金があったことが記されている。本文に表出した人数の合計は6,737人であるが、これは18日の初動の際の人数で、しかも会津藩が把握した人数だけである。したがって表出以外に当日出兵した藩があり、また18日以後も、御所守衛のために出兵した藩があったはずで、合計人数には、これらの数も含んでいるとみるべきであろう。『忠義公史料』(註28) 3-99頁。
- 89) 早打ち便は『玉里島津家史料』(註6) No.667。高崎左太郎は「(久光が)御上京之御決心ニ相成居候由、村山より承知」と記している。『玉里島津家史料』(註6) 445頁。
- 90) 『忠義公史料』(註28) 2 No.521。

- 91) 文久3年7月5日に、内田仲之助が留守居代に任命されていたことが『近衛家御用部屋日記抄』に記されている(註1, 芳論文)。「奈良原幸五郎覚書」『玉里島津家史料』(註6) No. 657に、薩摩藩士の名前が出ているのが、この4名だけである。当然、村山斉助は知っているが、内田とともに、村山が工作に動いたことが記録には現れない。少ない人数で動くことを、久光や藩首脳から指示されていたのではなかろうか。目立たぬように、そして失敗した場合のリスクを、最小限に押さえるためであろう。また吉井仲介の手紙は『玉里島津家史料』同上 455頁。
- 92) 註90と同じ。
- 93) 「文久三年癸亥九月上京日録」『玉里島津家史料』(註6) 723頁以下。なお久光が急遽少人数(軽装)で上京する場合でも、その準備には、およそ10日を必要とすると当時は考えられていた。(註24) 参照。
- 94) 註26と同じ。
- 95) 『忠義公史料』(註28) 2 No. 516に、黒田山城他数十名の来鹿したことが記されている。また福井藩の岡部の来鹿の日時を特定できないが、10日過ぎで、久光が上京を布達した13日までの間であったことは間違いない。なお8月24日付けの吉井仲介・重野厚之丞から大久保利通にあてた手紙には「去ル(8月)七日御仕出御用封、二十一日長崎表より相届拜見仕候、越前、肥後、久留米諸藩奮起、合従之大策可被行時勢成立候上は、御国事は大体無事ニ而、朝廷江十分御尽力被遊度御主意奉拝聴、誠以為天下国家恐悦之極奉存候」とあり、8月初旬には、久留米藩との「合従」策もまとまったことが分かる。『玉里島津家史料』(註6) 453頁。
- 96) 『統再夢紀事』(註5) 2 - 125頁。
- 97) 『統再夢紀事』(註5) 2 - 123頁。
- 98) 『統再夢紀事』(註5) 2 - 71頁。岡部豊後らは、三国港から蒸気船黒竜丸に乗船し長崎に行き、長崎からは和船で熊本へ、さらに陸路で鹿児島に行ったとされる。
- 99) 『忠義公史料』(註28) 2 No. 512。「肥後モ一手之人数ハ、京都警衛ニ名ツケ、先ニ出シ候由」とある。
- 100) 『旧邦秘録』(鹿児島県史料編纂室所蔵) 文久3年8月の記事に以下のような記述がある。「七月中旬頃ヨリ、隣近ノ大小藩ハ素ヨリ中国四国ノ各藩ヨリ、捷戦ノ慶使続々来リシト雖モ、此際煩雜ナルカ故、悉ナ来鹿ヲ允サレス、途ニ止メ應對ノ吏ヲ出シテ謝セラレタリ、其中ニ越前又ハ福岡ノ如キ枢要ノ旨ヲ含ミタルハ、入鹿允サレタリ」。このように諸藩との応接があったことがわかる。また広島藩も薩英戦争の戦勝慶賀を名目として使節を派遣し、8月9日に来鹿しているが、この時藩間貿易についても話し合っている。「此時該藩貿易ヲ冀望シ、而テ金十万円貸与セラレ、其返償年々米穀・木綿・銅・鉄四品ヲ以テセンコトヲ約ス」とあり、元治元年に瀬戸内海の御手洗島に会所を設けたとの記録がある。『忠義公史料』(註28) 2 No. 514。なお御手洗会所における薩摩・藝州交易にかんしては『広島県史 近世2』1984年、1,377頁以下に記述があるが、この件については、稿を改めて触れることにしたい。
- 101) 『旧邦秘録』(註100) 文久3年7月。「白石正一郎日記」によれば、秋良・坂上の両名は6月22日に、下関から豊前に渡海している。『白石家文書』下関市教育委員会、1968年、96頁。
- 102) 『孝明天皇紀』(註27) 4 - 930頁。
- 103) 『維新史』(註9) 3 - 653頁。この人数は『中山忠能日記』日本史籍協会叢書、東大出版会復刻、1 - 245頁の記載を根拠としているが、中山の数字は伝聞に基づいたものであり、しかも一説では7千人ともいっている。薩摩藩側にも人数を正確に記した史料がなく、この点は稿をあらためて検討してみたい。

文久3年8月政変と薩摩藩（佐々木）

- 104) 『玉里島津家史料』（註6）No.718。9月28日付の伊達宗城から島津久光にあてた書簡に、お互いに連絡を取っていた模様が記されている。9月12日に久光が鹿兒島を出発することが、伊達宗城に知らされていた。宗城は「(山内)容堂兄にハ従来同志一致論ニ付、何分一時ニ上京」したいと考えていること。自分（宗城）には近衛家を通じて上京を命ずる勅命が届いたが、容堂には届いていないので、中川宮と近衛家に内密に伺ってほしいと述べている。